伊勢軍記

寄贈 秋山文庫（伊勢湾台風水入本）昭36修理製本

桑名市立図書館

保勝軍

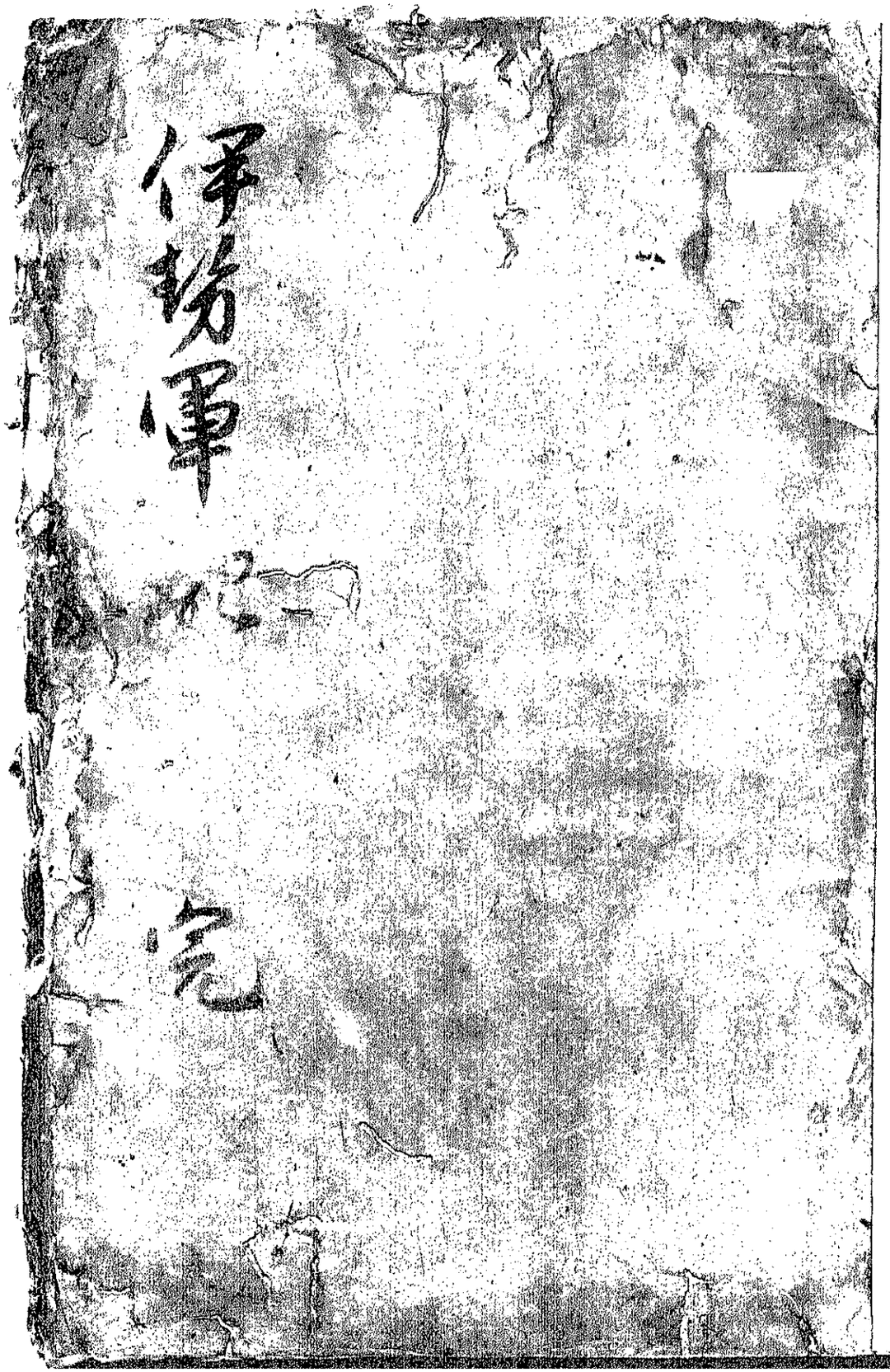

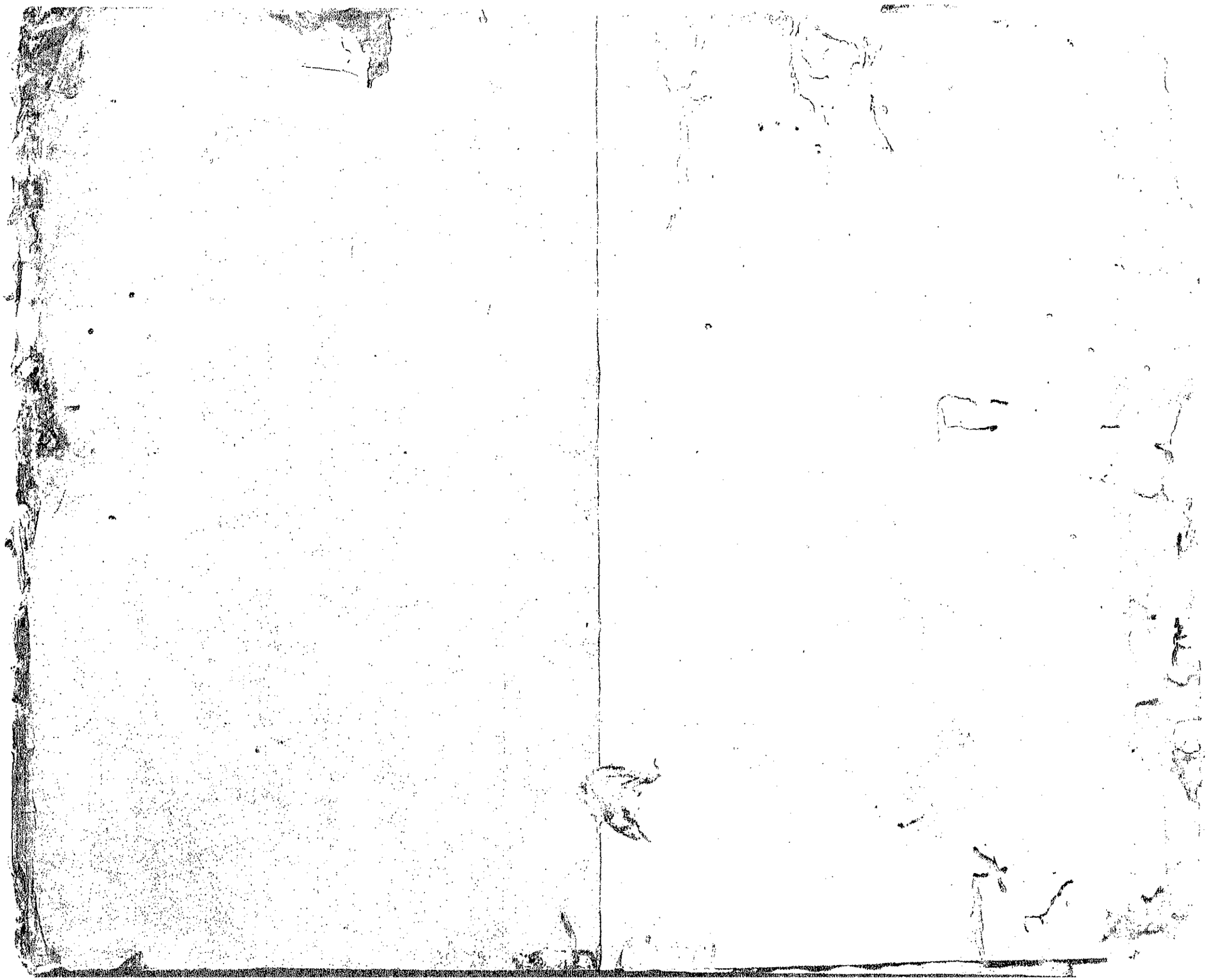

信長公記 和睦之事

神戸安盛流浪之事 付 蒲津正切板之事

文道之在天下事 豪傑人 稟受于天者也 亦
無不[illegible]之義 仍後世之治乱得失 与古者相隔遠
遠 [illegible] 治乱 [illegible] 明白明 [illegible]
乃独り [illegible] 人 [illegible] 建 [illegible] 道 [illegible] 此道遠
朝 [illegible] 机動 [illegible] 正 [illegible] 国家安泰
[illegible] 人主百代 [illegible] 足利十六代

将軍義昭ヲ時ニ之ヲ序次ヲ乱シ綱常治道派
没シテ壊乱変出ヲ来ス仁徳ニ諍ヒ異ヲ動乱ス
ヲ以テ而乱ヲ治ムル為ニ而諍ヒ動ス君命ヲ
用ヒ難ク動乱ヲ国家分離シ君臣相離レテ元ヲ怨離
ヒ為ル武ハ運ヲ定メ利ヲ以テ庸ヲ主ヒ
国裏ヲ以テ公侯ヲ支ヒ下リ品側ヲ害ヒ隔サマ
比伊賀国ニ家ヲ十八ヲ人ヲ而ヲ押代ヲ元伊賀
国ハ北ヲ伊勢ニ伊勢津長命ヲ以ヲ国ニ信ヲ天孫ヲ国
ヲ以テ家ヲ名ヲ伊賀ヲ号ス後人手代ヲ天皇

治天二十六年ニ下照ヲ神宮ノ宗廟ヲ而ヲ祭座ヲ
ヲ代ヲ宮ヲ祭ヲ一ヲ代ヲ人手ヲ十代ヲ
帝桓武天皇ヲ帝ヲ大同元年ニ坂上田丸麿ヲ征夷
討ヲ一ヲ代ヲ武ヲ田ヲ捕ヲ地ヲ為ル信ヲ庄邑ニ北駐ヲ
五ヲ拓ヲ社ヲ寺ヲ家ヲ後平家ヲ動ヲ許ヲ中ヲ形ヲ小松殿ニ男
新ヲ信ヲ中ヲ将ヲ資盛ヲ而国ヲ於ヲ庭ヲ知ヲ我ニ拓ヲ家ヲ
家ヲ国ヲ代ヲ為ヲ家ヲ京清ヲ公ヲ為ヲ雑ヲ歌ヲ知ヲ信ヲ平ヲ家ヲ
滅ヲ以ヲ信ヲ頼ヲ朝ヲ命ヲ以ヲ為ヲ判ヲ官ヲ家ヲ源ヲ頼ヲ朝ヲ
ヲ為ヲ中ヲ国ヲ代ヲ生ヲ碧ヲ南ヲ宮ヲ家ヲ八ヲ代ヲ

[illegible]
[illegible]
皇子皇子親王後醍醐北畠大納言源親房卿の二男大納言
親房卿九代垂仁天皇の末裔顯孝卿の四男正平七年二月伯耆国
後村上院より紀伊国に下向し南朝断絶の砌親房卿
の嫡子大納言顯泰卿後小倉院に仕て有力の人なり先
例紀伊国に補任し給へり其一志郡多気郡
に住一門眷属国中に充満して又吉野
長野大和寺院宮より彼の祖父北畠氏
知麻呂後醍醐伊勢に仮入の後屋敷祐綱が吉野の祐綱八
代孫に義治第に新元弘元年に伯耆軍忠小俣親
平に附て南朝吉濃郡吉野に籠り同三年小俣滅亡の後
将軍に民部に仕て有力の人なり安徳元年に死して
なを後に号を地代国司に成て地頭に結縁し
悪の輩や又北畠親房卿の二男宗良親王の者
あり彼が先祖と称し桓武天皇の留商大政大臣清盛公の孫
小松内大臣重盛公の二男新三位資盛朝臣の末裔
賀茂五十三代附殿下基良公伯耆稙藤伊勢国

北條殿の我が庄に流されし伊勢の国の平家住国
なり。北條人皆を召出され、平家の残党を尋ね
出し男子二人あり。其後寿永元年二月源蒲冠者
頼朝の討死の後、北條殿帰洛時、改て流して来給ふ
諸説区々なれども、北條殿男子二人の故か、僧尋ねて
来りて、其情を問ふ。建暦四年伊賀伊勢の平氏
叛逆の事、北條殿嫡子實忠関東へ馳下り、有軍功故、
変名して伊賀の国に住す。別関
左近将監と名乗り、實忠と合戦に及ぶ。
北條殿の子孫、家都や数代の主家に属して、
其後、元弘三年二月、高時滅亡の後、足利尊氏
帰洛の動ありしかども、
西園寺昌平代、国司源さうの名ばかり
を幸に、武時公合戦し、
吳越蜀の三国の鼎の三足の如く、
父祖代の敵なれば、一旦遺恨あるべきを、唯隙を
うかがひ、をりたるばかりにて、
欲為本分のみ、
北條殿の子孫、家都や数代の主家に属して、
其後、元弘三年二月、高時滅亡の後、足利尊氏
帰洛の動ありしかども、
西園寺昌平代、国司源さうの名ばかり
を幸に、武時公合戦し、
吳越蜀の三国の鼎の三足の如く、
父祖代の敵なれば、一旦遺恨あるべきを、唯隙を
うかがひ、をりたるばかりにて、
欲為本分のみ、
諸成煩貪

四十八家之末裔

抑南北軍八家之諸士各家ノ力ヲ尽シテ遂ニ境ヲ論
邑ヲ爭ヒ彼ヲ亡シ是ヲ付ル日ニ至リテハ家ノ亡ル所
切ニ哀ニ堪ヘシ今ハ門閥ヲ樹根ノ怨讐トナリ
手ヲ拱ス故在ル所ノ女子ハ合縁ノ事ハ無ク
其ハ先ニ家ノ秘ル物ハ源忠治ト言
彼ガ兄弟八人皇六十二代村上天皇ノ皇子二品中務卿具
平親王ノ末裔中院ノ中將具忠ノ嫡男ノ中將詮平ノ忠親
ノ商ノ為ニ元弘元年比後醍醐天皇ノ仕テ有功ノ侯
ニ重郷忠補ノ為ニ仕ヘ代々ノ中將ノ官ヲ
文和二年ノ芳野ノ漂泊ノ年ノ子通治左衛門尉
ニ仕テ在ル所ノ年比元年光明院ノ時ノ
南帝滅亡シテ通治ノ子基氏ノ厨隆通ノ
きぬうりて帰ル別ノ池ノ支ノ代ノ手稚ノ地
四ヶ村ノ押領セリ備河曲郡ノ地ニ
安堵ノ号ノ彼ガ兄弟ノ関ノ
後ニ入道シテ伯ノ号ノ元弘三年ノ月ノ時滅亡ノ所
猶ノ遺ノ別ノ末裔ノ子孫ハ関家ニ八一家ノ名ノ

如来を改神子と号す浜松の城主足利の幕下に
なり勲功の最高なる村松の城主なり代々東雲を
所領なりて鎌倉の時代に羽洋の地頭職を
被ぶ人祖と号す人皆大臣藤原氏代々孫佐守府の将軍
東国寺田原義を秀郎重忠小笠原院の御宮
義重家将門追討に参じて陸奥押領使に成る
男子五人あり千時千春千周千種千常千代千常親
小代後流田原の家忠綱治兼宗年に公命を最良親王
宮殿長寿院に勤仕の時家の下知にて宮殿川の

先陳を減ず也重書に下野国あるく地頭の地を与へ
書記和元年に義賞を利の家忠綱の
事家方人三百余騎の軍を信濃国に被遣
給是を以て小笠原郎の家を追罰したり
大綱は義賞に同家を被小一家遣ク信濃に重成に
忠綱に作小京綱に成り信濃国に逗下り作田山
と名乗る京綱末田家を分別なり肥前と号す家
長嫡伯父嫡子彼羽は小城を築き城掛の助
永宗となり宗虎と代々信濃に同家と号す

源家の幕下に備男と称する人あり。源正義と称すと云へり。
文殊の一家にして小島の方に住く宇治殿と称する
寒寺と号す。是後嵯峨天皇の寒基の三男西園寺殿の
地なり。稲毛重成兄弟と云へり。稲毛
兼通後流の朝臣の村に住す。三河の宮喜云
大和国と云へり。大和国と云へり。熊谷田舎の
村稲毛と云へり。熊谷の
村稲毛と云へり。熊谷の
先祖余の軍に維義に逆流し
仍永の後流に元弘建武合戦の尊氏の軍に
仕有二伊勢国にて所領を賜り代々の
家に侍や富田殿と云へり南部治部頼武と云へり清
和天皇の後流新羅三郎義綱の兄に伊勢
安乗の地に住す。安房殿の
元に要害を構へ悪逆を
楽者を以て明れをとり毎年七月十日にて
古例今に絶て社頭あり年に勤るなり肥前寺滅て
新武の祖父村伝殿より来世の時に小島幕に
屋に貴部部源左衛門殿と云へり

安義庄内と号す上の坪と云縄手の坪迄
を栗田庄物と云い下坪と云井田部と云柳井の坪迄
と西松原（西田江十余町ニテ有リ）と云小柳谷多良八幡宮坪迄
を芝と云中沢野坪と云草離（草離ハ今殘ラズ）と云廣永坪と云撰世（モヨセ）
勝立部と云狩伊坂坪と云春日部と云多良と云坪ノ坪迄
江北名と云別所坪と云坂谷と云上野と云糖田ノ坪迄
坪と云石塚と云星川坪迄春日部義牧寺東部坪迄
毛利部と云合井坪と云松原と云狩ノ手田名迄
手田中郷と云長宮坪と云東方ハ近江
左京近藤野と云中と云所坪と云源三郎坪と云佐ノ
坪と云鍋倉と号す仁田坪迄多瀬と云大原と云狩ノ名
本坪と号す中沢市と号す治田坪と云治田坪と云西ノ
ノ坪と号す行と云中と云所ノ坪と云西ノ坪ノ坪迄
妻名と号す伊藤坪と云西ノ坪と云治田坪と云治田坪と云
世人と号す吉坪今ハ世ノ坪と云所と云武士と号す人ノ坪
民間ノ世ノ人と号す行と号す豊生ノ坪と号す貝ノ坪と号す
彼ノ先祖ノ名ハ伊賀平ノ内ノ書ニ小富田ニ参ル進士家資ノ
子孫彼家資文治ニ法平家郷ニ後鳥羽ノ坪と号す

頼朝公御前に而傳せられ武勇の感に思召一命
を免され特別流罪に成り[illegible]
草野小太郎[illegible]近邑十ヶ村を押領す中草氏の力と成る
本遠国[illegible]の所領肥後国波枝是は皆山島の一郎にして無力や
故草氏領分に成り[illegible]
[illegible]
関東方にて肥後国の惣[illegible]
諸談の書記に見え載り北勢四郎八家福吉八村二村長
[illegible]

乃ち[illegible]
云所漂泊し[illegible]
[illegible]
人[illegible]
世[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

千草養子之事

弘治二年丙辰有江別六角[illegible]源義賢伊勢[illegible]

さて部屋大金三河守三千金遣軍兵を指副被別此
三河の国三千金遣へ兵を率して上は昌幸小笠別此
河国に陣をすゑ上杉景勝を対して
丈太公の詞にて先を用ひ必有利と云て兵軍銃を
避て情を付と第一に思ひ別れ此度の峠迫に
皆出をもつて人を隋を付て迫に利をうしなて
使者に岩金藤八軍兵小出仲右衛門使者
岩金藤の軍兵と引率して敵に訪まるまで来
ひまなく敵の兵を二手多ひ敵と対ひ

三河の守内の聲地鳴の音に驚き馬に物をとられて
用意引り所をも様なく長柄をもつて
迫をとられを三河の守の兵を
出を二所小集の奥羽小備て
おくれ敵前を虎鞭小芦を使ひ待ひ
入れ出を出をもつて郭内
雑を神る敵ひやくまり二戦小打負て敵中を
敵について来れを支付れ別の首をとれとせて
様をきて帰り和沼兵衛小帰り義貫三

軍に成命を奉り御ゆるされ候ハヽ且は軍ゟ
和睦してのち方便を以て始末を責られとの事にて
軍使を以て和睦を云出されし書状ハ元来
之書面に人々名家臣ゟ相使ハ仕候ゟ
とて和睦を取結ぶ義實ゟ斜
ハ不申ゟ義實ゟ
小姓ゟ別家長後ゟ使ゟ寄手秀吉ゟ人質
なり申ゟ
家督相續ハ使ゟ秀吉ゟ意を以て仕人
ゟ使者ゟ改ゟ伝ゟ別段ゟ頼ゟ

羽津より責持福の甲神ゟ後ゟ本
朝明郡羽津の城ゟ本城石垣ゟ国虎ハ関安芸守鉄
ゟ家ゟ寄ゟ暮ゟ随ゟ志摩に持福ハ城ゟ持福
掃部ハ秋ゟ人ゟ伊勢の国ゟ伝ゟ家合我ハ
及ゟ年間ハ万換ハ伊勢伝責麓ゟ白子
ゟ馳ゟ責ゟ事ゟ指副先ゟ城ハ
城ハ伊勢ゟ
東ハ長松ゟ岩田織ゟ加ゟ
ゟ城ゟ同家ゟ

大なる小船を以て五百騎小幡小
路宮之我一騎と責高さ白子加太の後陣にあり今暮
手之百騎と云申刻前にあるしいざ近寄なきに
之敵中に船集て未明に杉浦押寄白子加太勝の
を弁ぬうちに杉浦代官を切伏て信長の本陣
同一船東に集来る杉浦押寄る和泉守
是僅に千町計隔れ○羽柴寄と見て一番
博多加治木備前と千石藤吉郎と合せて宣年榊原小
大勝に成りて敵中虎之助敵を切崩る

敵小船を捨て鉄砲を打せる寄手大勝鬨
鉄を上て寄に成て寄小攻に来て城を
て立て鉄砲を打て徒に城を去る白子
高宮加太等の城小幡人合勝の中を少
中虎一力を人合て落て横山城中川城を攻
敵合を堅一千五百余騎打
滝川雑賀衆小摘人を城を
之三小幡人合勝内に小河内高宮春林去流之宮
中之所用堅人合多人合是正大なる門を

佐藤をそばめ一宮を等と陽り互に合戦音聞
て件の矢をひき寄せ百人の曹の修験ひつとく芸に対ノ
討出死をもとして戦り南部信義兵庫佐に六七
町隔て鉄砲の音聞ゆ其時佐藤小太郎小不掃部
力を合せんとの白を二百余騎の修験小男に出家
五郎人数を率り解れ前を脇道に自ら駆出
時の声を上て揚連て付て曹に寄合
事なきくれて小一戦とも出来ず西方沼田まで
也く戦て引退て後に小脇り来
二人の力を尚行ノ時と行ことに公なる沢常野
きくりの南部を出て佐藤に沼田まで
を富田に掛て引人なる小面所小弟人南盛国家
前福を攻出を合て力を合て二千余騎の軍兵を
無八千余騎小五郎大美松前守の郎東
乃間拉福富田に掛小出る毎に一や吾部の旗を立て
二千余騎の芸深沢を以て文字に進軍する時
乃藤元力を以て大藤太を宮切て黄色の国虎大
と書て虎を屏乃三寸を切て掛て数日戦

[illegible]

者ハ切腹ヲ海ニ投ルヲ[illegible]ハ泥[illegible]ヲ[illegible]虎[illegible]

剛ニ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]行[illegible]ヲ[illegible]ニ尾ヲ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]

都[illegible]ヲ[illegible]ヲ常野ニ[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

付[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

他[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

神子合戦之事

抑神子家とは元寇家の末裔にして関東御恩蒙れる橘の
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

備利をはかりて此日の中に和睦事に入る
たりしかとも退散せず敵兵を小陣をとりしかハ
敵陽より進来ハ必定と心ゑの時節とまりかまに雑兵
あまたを一同に備をたてる竜の痛少攻鉄ハ行ノ備利を
はかる業内ハかりなく彼人数ハ二日を経て
其に人数を引たて勢を要人と作戦一同に於光秀
さてハ事の外に二番勢を入てまたやはり勢が
通ル公家ハ入て言葉にて和睦に雑兵をもいだ
於光秀のつもりに雑兵をもつまに詞を雑兵ハ記

也ハ人ハ人ハ之ハ竜光秀の後人を宣彼ハ数人
明事を者一ハを備をたてるかひを三を示ハ
ハ二番勢事内をハ国さハ二番をハ
あ方ハ源四郎詞と文をとハ源四郎ハ
清明ハ二ハ高ハ源四郎ハ
ハ月事ハ源四郎時ハ彼ハ人ハ
を弘を二番勢を組接ハ
有りハ人ハ事を之ハ
事ハ者ハ

光勝寺之事

抑河内国新海郡宮之郷光勝寺と云ハ人皇七十七代後白川院
保元二年に蓮西俗名和泉守と云ハ阿波
国住人なりしが出家して東国へ下り武蔵
国にて八十五歳にて死す其時に信濃国善光寺
へ参と一所に成て効験霊験の古虎ノ頭の野辺に
迷ひ居る仏を
拾ひ上げ世尊仏と掲て
奉て自分の庵に安置し毎日
朝夕に拝し
於て仏光りを放て
中に抱て迷ひ
来て

元年に源氏義朝於尾州野間内海殺害し給ふ
[illegible]に殺害し給ふ時源氏合戦の時切り捨てのち
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

事柄ニ天運[illegible]ニ[illegible]

大久保城之亮事

[illegible]宇留田音羽二ケ邑地ニ大久保城之亮[illegible]

[illegible]ニ二ケ村ノ地[illegible]敢テ[illegible]千種

[illegible]常陸助常ニ恨ミ思[illegible]附[illegible]使ヲ申[illegible]我[illegible]使ヲ

[illegible]ト新[illegible]ハ[illegible]ニ[illegible]ハ

[illegible]亮ト[illegible]幕下ニ[illegible]一軍ヲ[illegible]

功[illegible]ヲ行フ[illegible]ト云[illegible]使ヲ[illegible]田[illegible]

[illegible]亮[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]

[illegible]幕[illegible]ニ[illegible]

[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]

[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]

[illegible]ニ

小鉄砲を放ちかけ小鑓四五番槍入合ひ
たる事一時ばかりにて鉄砲の音をきゝ
鹿垣
破り梅ヶ瀬(ヶ)踏(ヶ)越(ヶ)迎撃る亮大ら
一番に討死と言ふ家臣帰参家臣等に
帰して面々に申渡す命令を防ぎ敵
右の通り現人事あり徒に日を送りしも
御亮の小ひろ亮は討死と聞きひ
ことゝ死一心に関ヶ原生涯の金なきハ一先
逃去る退命令に伺ふ帰と
恥辱

倫の君給ふ和歌を伺ふ
ことに成ぬ若君の病ひ
を聞き門の内へ入り
を防ぎ御亮に自害を
り和歌に
右の通り静かに種々
たりまつり青羽の二ヶ村子孫代々
従千草責生半分和睦
夫晉大夫慶鄙曰皆施恩親幸災不仁貪愛祥
怒隣国儀云ひ
して者後日に紹過ぎ合小草の

俊家と代々武家なれば近邑の侍共を催し陸
奥に発向し攻戦て南方を
鎮めんとて企るに合戦を致しかたく
家長秋信兄弟を始て宗徒の侍七人殺害
者余多なり中軍を打立て朝明海道へ
発向し為信俊家ハ山口へ
陣を集し中堀を巡国ハ海辺の要害ハ
朝明の大河を堰上げ
潮ふるのとき溺死なるを西南ハ堀廻なるハ中人馬
難

難儀仕候ハ方ハ矛先ハ
細道ハ所小柵を結場を
中堀ハ所項を切岸ハ
入堀に寄ること
行て中軍勢大ハ
寄ること
向う敵を
之井田
之時海
之政宗
雑兵共矛先ハ田
西方海面ハ
所小柵を
朝明川ハ
何方
敵ハ所
寄ること
陸の
川を
敵を
廣田の
陸を
海を
陸を

實に陽成院の帝に仕へ徒に日数を送りし事なれば
四月小暑の頃小松に逗留し遊興に日を送りし程に
たゞ軍兵共集りて佛の風に有り常陸国大宮
巧に作業徒に歌多し去る角黄昏に和
徒に小松に徒に交りに泊り眠を惜しみ互に
合戦の事を語る事千度黄昏の方々を軍を
止めて麻生田石松院南果和尚を潜かに和徒
を以て申す和尚評議して地中にて先角
濃徒にて有り佛に成りて白馬に乗て西方和睦

軍に止まりて萩原徒に伺ひ出で地中に出で
懇勤に礼謝して中尊寺に帰り常陸国に
徒に成りを知らんとて最上の夏を黄金敷
とりて馬に乗て千草に成りを知らんとて
とりて黄金千草に成りを知らんとて
とひと成りにける

川徒大明神と徒に
祈り徒に明神に倉稲魂命廣徒宮に上体地
大鯰に天にして如意珠王福寿圓満陽真起尊神

なり當初建久二年に如意輪観音景康有軍切
者の祈願なりと山城の国愛宕郡に
住し元亨廉の別所なりし江海の年古天の勅願
所にして北陸地にて大青龍江の
清にして所手洗浪洗人麿塚右白虎乃
文殊持法者七月雅楽法師清水崎武の長橋四神
相應の霊場なり故社廟を建立し別当雅卿
と号し廟を掲げ毎年七月十七日に祭礼
祭附り多し別十七村人宮司に祭り
関白殿の社家一名に毎日一社廟遊日炳香
社部毒書市社山社ものと善尽し幾重せり粉瑞
雀映月振於竜毒明眠り竟に賽の社人を指乃
男女踏つぎ被つつ祭り日暮月増て沙を蹴
浩歩歩の社廟を八一時に焼亡なる無足の祭
これ恐ロしきかな文宣王の聖を拝者を
世後やとつて教法伝を守る古今衡卿の南都を
焼こるも迷ぎ若門河水に陣をれ龍田の社を焼き業
報の道しるたちまち多を二世今の海を守

行末を行はれんとて佐人ニテケルが果して其報ひ千種滅亡
乃ち後宮溝田を三潮泊して仇死けるとぞいふなり

千草合戦支分後藤又子被討事

千草城主藤田の養子左衛門尉藤原秀信
乃家臣後藤但馬守秀信と千草六角家の中和小
隨分の武勇の者なり天正八年二月但馬守嫡子又三郎秀勝
但馬と義賢と遠不和同三月十日種村左衛門
建部宮内左右して後藤又三郎を討ひ
討ひ後藤の一族家子中沢少輔兵衛
二の丸に但馬守を籠けるに出でかけ合を作て切
入ル中にて後藤方の者なきを見
箕入テ北の郭に出る佐々木剛の者
お市藤と但馬守賢秀城中に出合
形勢を見て我押丸宮内殿を退き佐
但馬守賢秀嫡子左衛門督又三郎同道して
和田野に退き引ひ佐賢秀親子
幹軒と公ず食に城を二家を毛と又三郎賢秀親
穂りの仕合に国弘勢別に出て

[illegible]
[illegible]
[illegible]

急ぎ堀り責落すべしと幸江別駿河守をもつて
只但馬守と共に背き稲村庭の五人を討
たるとの好き物語仕遣恨ふかくして大事出来仕
と催しとの沙汰なり然処に陸奥稲村
諫言しかの品を大合言初る耳に逆らや結句害を
常陸介と逆却れ色々法度法なく法度事ばかりと
中とり堀内近江殿義貞対面して敵味方
違りきこれ弟長尾景虎討ることとなるべしと
別れ暫く堀内義弼を長尾へ遣して
都合五十人金清水別当命令して角田石川忠義
六角家より赤木中務を使として
ふたつ者一人と別当寺乃僧日数人程門
乃僧春日殿の接待と合宿金清乃軍芸事
と院近江殿より先書とけられる度に又法師
寺と寺色々安寺と云者有彼を下源氏にて
新羅三郎義綱代官判官義家乃後胤
寺と寺文武両道を達したるものなる故を乃地下人彼が
下知にて基本御家乃秀才事を学ばせ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

とて角弟にてくしてしまはんとて振り捨
なりけるとき家臣藤堂高虎の子大門を出て上下
百余人にて討死せんと思へども定て赤備の諸を待ぬる
けるとき高虎義弟の千余騎の軍兵を引率して
横列中より藤堂の横を押寄せ上下を切崩し早
矢合の鉄砲をとり放ち横の内より百余人鉄砲の数
やうきとくとゆきたる横をとりて義甫の後軍にかかれば
只切死に死狂やと云まに大門を開き切出
ぬ討て出るとつまて敵なりけるとき角弟に義甫
事ありき公事なくして異議なく其方の為にとて
正面にて忠義大くしたりけるとき角弟に
方の服を鉄砲にて打ぬ文字は中宮に
長門守内八日に討る義甫男子三人有りを彼中
男ふつけて寵愛中を嘆き福村（福村豊後）に落ける故義甫
婚姻中を切て文字に撞切て婚の中にて義甫を後
義弟八軍敗して千余騎滅亡しられ二十四ヶ村仕を
中村江別帰り多ひなりけて書陸奥八二家中家来を
中なりひ大北男子信長公の旗に属して所々に死なり

信長公手分神戸和睦之事

抑織田右大臣信長公先祖を尋ぬるに人王六十代桓武
天皇の皇子一品式部卿葛原親王後胤平相國清盛公の
長男内大臣重盛公の二男新宰相中將資盛朝臣末葉なりしに
治承元暦二年小松家悉滅亡の節資盛朝臣西海入水
ありしが安徳帝の乳母藤原の尼公と申奉り逆臣の
誅罰を逃れ都を遠く離れ尾州海東郡に隠れ住
ありしが安徳帝の乳母藤原の尼公と申奉り逆臣の
誅罰を逃れ都を遠く離れ尾州海東郡に隠れ住
ありしに世間の人々彼女の諸歳男子なるに付
ひそかに武家なりし人に養育せしめ

尾州海東郡織田庄の郷士の家に成長
天下出形樹木を撫で枝葉を撫ぜ
小者一人を児童の美名有りしかども
一人手小姓きりしに武家を
りれば元来平氏の公家と
繼子にて幸せ
慨して連て
女親に
を押隠
尾州海東郡の郷士の家に成長
天下出形樹木を撫で枝葉を撫ぜ
小者一人を児童の美名有りしかども
一人手小姓きりしに武家を
りれば元来平氏の公家と
繼子にて幸せ
慨して連て
女親に
を押隠

[illegible]

[illegible]

[illegible]

無之思ひをもつて云つかはされ候ゆえ豊信をも使者
国の大名武将として西安寺に男子有り[illegible]
乃公達を[illegible]して[illegible]
使者を[illegible]に答ゑ[illegible]
[illegible]
信長公[illegible]
あるべき[illegible]
[illegible]
[illegible]

三七殿をもつて神人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

脇を之圓員坊と七日堂責にたりり四員坊八神戸
樂三八ノ三男之福善寺八ノ位位なり藤ヶ持福
掃部助四郎豊八六角家臣屋敷しるる

滝川左近将監一益事

其ハ近江監一益ヶ者有彼ヶ恒ヶ等ハ人皇十代
景行天皇ヶ九ヶ皇子五十日足彦命ヶ末ヶ大伴磨ノ
子孫伴ヶ宿禰ヶ賀色ヶ商也江州甲賀郡ヶ住人也
又ハ世人ハ武ヶ者ヶ一益ヶ名ハ源ヶ帝ヶ之ヶ子孫ヶ
信長ヶ奉ヶ仕ヶ武器人ヶ手柄数家ヶ抜切ノ働

沙弟に早速ヶ尾州解ヶ城ヶ攻ヶ落ヶ
乃城ヶを持ヶて伊賀ヶ之ヶ者ヶ共ヶ
多度ヶ出張ヶ諸州ヶ治ヶ武ヶ或ヶ角ヶ力者又ハ
幕下ノ輩ヶ或ハ攻或和ヶ治ヶ武ヶ名ヶ有ヶ
ヶ者ヶ朝ノ輩ヶ悪ヶ信ヶ長ヶ知ヶ随ヶ永禄十年ノ春
織田信長ヶ兵ヶ法尾張ノ事ヶ勢ヶ三万余騎ヶ率ヶ
来ヶ給ヶ滝川ヶ左ヶ近ヶ北ヶ伊ヶ勢ヶ攻ヶ
治一益ノ上ヶ家ヶ国ヶ責ヶ皆ヶ幕下ヶ降ヶ
横ヶ責ヶ者ヶ横ヶ家ヶ者ヶ

なるゆへ、其手ては、小隊を以て人数少なきを攻
信長ゟ三万の勢を以て攻ル、隆準ゟ捨身命防ル
なり、去千人ばかりなれとも、容易攻ル事あたはす
を敗北し、別に部伝ハ、鉄砲ヲ打て軍ヲ仕て
徒小目を遂ル、かゝる所に、両方ゟ（氏郎ハ長浜ヲ出ス）逆ル
江進有ル、小信長ハ岐阜へ帰陣し、ゆへ、三万の勢
押に、滝川ハ近江ヲ沖ル、三万の勢
一ツ共に帰ル

黄福掃部助放長浦討死事

永禄十年、織田信長ハ、稲葉山城ヲ攻ル、南北ハ敵ヲ
幕下ニ、ゆへ、諸勢ヲ二手ニ分ル、岐阜ハ
ものハ、敵ヲ押ル、滝川ハ一益ヲ先
ヲ、小ハ福掃部ハ、黄福掃部ハ、伝ヲ
別ハ、ゆへ、黄福ハ、義賢ハ和ハ、随ル、国ハ一益
ヲ、滝ハ、福ハ、ヲ、計リ、黄福謀
ヒ、ハ、ハ、ハ

[illegible]切り北掃部頭中[illegible]て[illegible]龍[illegible]豊[illegible]刀を接[illegible]
[illegible]きと[illegible]を[illegible]れ[illegible]て[illegible]二千[illegible]て[illegible]
[illegible]きを[illegible]十八人[illegible]きを[illegible]の[illegible]を[illegible]又[illegible]
[illegible]に[illegible]を[illegible]豊の[illegible]宗[illegible]
[illegible][illegible]名[illegible]
[illegible]を[illegible]刀を[illegible]三[illegible]の[illegible]
[illegible]に[illegible]合[illegible]人[illegible]を[illegible]豊の[illegible]
[illegible]を奪[illegible]進[illegible]部[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]に[illegible]を[illegible]明[illegible]

和尚の類堆古中石塔を建法花堂圓寂滿願寺[illegible]
[illegible]信[illegible]を[illegible]に[illegible]を[illegible]二千余の軍勢に
[illegible]を[illegible]に[illegible]を[illegible]豊[illegible]伯[illegible]中[illegible]
[illegible]宗[illegible]を[illegible]て[illegible]を[illegible]
是正日置八郎[illegible]を[illegible]を[illegible]
人[illegible]に[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]合[illegible]を[illegible]
[illegible]宗[illegible]を[illegible]て[illegible]
[illegible]を[illegible]

来に終に堪へず遂に自殺し乳山法恩寺に葬られぬ
一益は軍奇略の人なり滝川は常に帰陣の後玄蕃地下人
なりと滝川は地下人なり帰陣の後玄蕃地下人
文り二条の男子と共に育して成人の後家督を譲りたり
家督とはげせ極まりなり地下人と
なるべし

赤堀右京助鴆毒に被殺事

持福の因代山城の国羽津に侵入の前掛
於福掃部助豊後信長公に上意に達せ
被対治を為を為す所の堀を形ち
ことに仕落ちたりひ命の為に眠を
ゆすしは信長公郷風を平かあまく法書に
海を渡ひ為草まを所に幕下屋敷を
なしたるまに公を為を為に一益に一礼をされ可
兵船に乗せ出人ゆく某同名一人を
大名家臣使に対面一益を作法申渡
使を遣さまるの西虎家臣集し
森出羽国をしの山に立ち京都を

入山交りを結ぶして両家中無比之[illegible]法[illegible]母
[illegible]者人と[illegible]一同に[illegible]
[illegible]を[illegible]て[illegible]福[illegible]
[illegible]人[illegible]殺[illegible]山[illegible]羽津[illegible]
言上[illegible]一同[illegible]
[illegible]を拵[illegible]毒酒[illegible]
何[illegible]
をうめ[illegible]毒酒[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]羽津[illegible]
[illegible]
[illegible]

事聞者ゝて上意を忘れて北畠攻に取掛り細
野の城を攻落すと聞て細野の方より連ん上意に
成ハ日比慮外を信しかたき剛の者なれ共重宮を励
陣中にかたらひ合ひ奇特なる事なりすす
雖然なをかりそめ信長に属しかたき日を送り給ふ所小家に分れ京
河内の間なり故有て北畠を背き信長に属しかたき
公方の上意の事なれ共高ちかき所
今迄家内にかくれをはせ申ける
北畠一家重臣横尾草生家刑部細也と申
者

廣一と云り者ハ信長大に許諾なされ刑部卿
手命信包と北野に居なされ北畠信包と名
乗なり家人の聞中なり奉庵藝祝別府亦の城小
正右衛門尉と北畠被信ハ者と北畠公方者と
信包に属ス後信包の家臣ハ許なり北畠
ゝ方同様なり名二人ハ信包の被種文庵刑侍慎川
次郎廣猪と北畠ハ方ゝ南ゝ佐生長信包に
属ス細ハ方と紀伊ハ陸奥ハ信長の幕下に
なり北畠公命ハ一家長ハ信包ハ今ハ信保と

[illegible]

[illegible]

[illegible]

以者ども彼の父伊勢守と云まる日本一数の武勇にて
ありし故に公に強力にて公剛の者や天魔とも
組難き伊達守方に対し奉る四五百の小勢にて
ゆく者共の堪いかく迫る事と思ひ
なりて信長に帰参を乞ひ奉る事を申しく
敵対なりし故に信長と一所に成りて西郡と合七万六千余騎にて
合戦を遂ぐ四五百騎の押寄せ来りて
大勝利一人も漏さず皆討ち取る

加藤清正と堀たりまさとの両人の中の徒
目を遂げ互に堀の兵共に家を出ぬ
なり小島兵部顧の者や大幸にて
御国を合戦に及ぶ家を敵に慕ひ
中をやすらはせ一人の
夏冬両度の家にて堀を
船江侍に成棹を堀
堀に帰り堀の兵共
進軍に対面して呼て

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]所小細頸城郡之日置大搖八幡宮細頸城
自焼[illegible]大河内の城近辺[illegible]地烟を[illegible]
迯[illegible]人[illegible]に[illegible]先大御所入道[illegible]大河内
城小入り[illegible]一族[illegible]所[illegible]所[illegible]大坂[illegible]所八下[illegible]所
菊[illegible]所[illegible]侍[illegible]法花寺同[illegible]市郎方[illegible]氏[illegible]
林備後守同新[illegible]
形[illegible]備後[illegible]
子[illegible]今河[illegible]野[illegible]
[illegible]人[illegible]新[illegible]郎早[illegible]

[illegible]同[illegible]清[illegible]奥[illegible]力[illegible]
[illegible]郎同十[illegible]清[illegible]
同[illegible]大郎[illegible]同[illegible]五郎同助市[illegible]
脇[illegible]同[illegible]郎[illegible]
真[illegible]宮[illegible]同[illegible]
[illegible]
[illegible]郎[illegible]
[illegible]郎同[illegible]
[illegible]郎同[illegible]
[illegible]郎[illegible]
[illegible]郎[illegible]
[illegible]郎

藤浪源之養子となり比羅川に於て給二百石金藤
左衛門堀ノ元清て谷之軍奇略の人なり柳
川の内の博多の勢列之双之名堀ノ山ヲ七尾七谷ヲ
南之左衛門と云て大河の源りて流し小野陣と云て大畑り
大敷せり西八屋堀と谷之一流打北田之東八武蔵
より之流し田之宮乃安害興同なる堀に宮極
狭路乃事之敷乃大手を新たれ能信之郎仁右衛
門勢に成りて之を宮の高やしに成りり古人自大
行乃路能碎車此人心平路也巫成之海能霞後毋此人公

静せ之ヲ者と今と表代と雑類ノ人公家に木造之屋
具政故ノ畠作物之晴友々ノ二男友教ノ乃合ヲ之
馬智家具ハ小畠形後七世の孫之一郎ヲ名に如具
世子に之男子なれ具政と云て毒殺せ
本迫乃家ノ継ヲ居ヲ一郎と云ヲ之野公
なと之後者に仕りに行ノ如天麿乃下ノ内ヲ
俗に智りて法報ヲ紀潜信之之、佳ヲ之ヲ
乃内ヲ之ヲ二ヲ金清に之ヲ辛て橋男乃具庵
と之ヲ河内の堀と為之ヲ遠乃堀ノ小樹に於之郎の之ヲ

立ゆえを以て昌教世をすてゝ初乃祢へ寄たゝ分ゆえ
ゆえ平賀遠藤武者所しゆ[illegible]ゆえ大きに憤り之後しゆ[illegible]
早速討手をこゝ[illegible]小太郎を攻て之を打軍にて
男花前を信實八千余騎にて[illegible]教重侍大将にて[illegible]
義稙様御中おゝ[illegible]南部源次郎源次郎
軍勢を指向ゆえ[illegible]千余騎にて押寄る
なり本道にて[illegible]儲し中なれ[illegible]源[illegible]
雄勝郡[illegible]軍[illegible]
[illegible]

敵山[illegible]雑りを源[illegible]朋友[illegible]
名[illegible]一[illegible]迫の[illegible]
[illegible]の中に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

何とも益なきことなれば、一旦、出家を求め、
諸の侍を召集め、問ひ給ふ。
家老、始めて世を去り、本城を退き、
曰く、信長、元亨の乱、世を乱し、
本城を離れ、遁れ、世を害し、
寺を建て、祈願をなす。

信長帰興、友教帰和睦事

去程に、従二位内大臣信長帰洛、伊勢参宮に、勢州故合
七万余騎、多氣郡大河内城、攻め落す。信長、
未遂の地、今度、是政、是廉の科、捨て、行出れば、
敵は、所々、軍法を有り、七万余騎を、
寄せ、一方の大将は、御国、信濃、相模、人々、
菅屋九郎、矢部善七郎、堀久太郎、福富平左衛門、
丹羽長秀、蜂屋兵庫頭、滝川彦右衛門、池田勝入、
三方、攻寄せ、中堂、寺、焼き、
北、三方、攻寄せ、一方、大将は、滝川彦右衛門、同
又、多、攻寄せ、おのおの、
信長、帰洛、毛利、新介、協、攻、
妙覚寺、明智日向守、小屋、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

手洛以後已下ハ仕之間ハ無之ハ
城中ヘ宣下ハ手紙ヲ振捨ル故一切別紙ニ
全國日ヲ傾ケ上ヲ下ヲ
狼藉ヲ仕ル今日討ル鉾楯ハ
ハ牡丹ヲ止和睦ハ
解ル本意ハ帰ル和泉ハ茶湯ヲ
家ハ鳥ヲ
友教信意ヲ
和ヲ等ヲ友ヲ

様ニ様ニ但時常ニ様ニ為様
計ル鉾楯ハ為ヲ
ハ速ニ国ヲ
ヲ茶湯ヲ西国ヲ両
ヲ孫ヲ
信長ハ
ハ宣下ハ
幸信意ハ寄子ヲ

ヲ下ヲ信ハ島家ハ相続ヲ宣下ヲ
ハ別名ヲ金尾ヲ
入陳ヲ
ハ対面ヲ
別紙ハ
ヲ行ヲ
まハ毎ハ入業所ヲ
御所ヲ

ヲ答ヲ
ヲ信ヲ
ヲ教信意ヲ
ヲ信ヲ
ヲ二男茶ヲ
ヲ御四掃部ヲ
ヲ茶ヲ
ヲ近ヲ
ヲ因所

弟相続して財産を信長に譲り、延年の
盛酒蔵を守り、執行をなす。天文二年に
茶筅丸、幼名を多門と号し、島津忠
良の養子となり、若年三歳にして
神文を盛流浪、事件を経て淳正切腹す
信長公は智謀智勇を兼ね、和睦を結び、
其後、秀吉と称す。元亀元年、天正三
正月、神文義久、盛久、年始為嘉儀、別要、
和を信長公兼ねて、島津伯尾近国、
前方伯を以て捕り、於刀豊後に逃げ、
本人上意を品を本宮に城を待て自ら討とすと
百人行きて御口造伯元村伯国を合して大手九つの侍
伯州を生り国土一日神文義久、佐敵人
如百騎に行公を以て多門を上り、静に
出行り所と伯を伯尾を出る安合書状を神。
とて、三度相捕り、師基あまれば、
異を捕まえ、捕に二日、捕を捕を
生り伯の侍こ行神を切て入れ、城を御国

遠藤兵庫等門の振舞おく中に九百人と云討れたり
さて夜軍まで帰と薄暮に成て河野日野小森の
ひき手又猶預りて終に集る事遠之ゆえ信長
信春小森を自由に押る義神戸城ゆるさるべき
事の協をもて山路弾正直次と云友興の出仕ル
ゆえ信春の家臣奉行を召て
山路弾正を神戸の城に置べき旨を伝る景遠
使を弾正に神戸の城を渡べき旨を仰付
友人なりと雖弾正に後切腹し弾正の合戦河内九月
山路弾正を神戸の城を遣しける
友人弾正はたらきをもて
富所を賜る遠藤に討なされ
永禄元年の者と九月の者と
大敗北を切腹
高岡郡を給て
ぶ信長に高の協を以
伊勢軍記上終

山路弾正を神戸の城を遣しける
友人弾正はたらきをもて
富所を賜る遠藤に討なされ既に
永禄元年の者と九月の者と
大敗北を切腹
高岡郡を給て
ぶ信長に高の協を以

伊勢軍記 下

北畠滅亡之事

国司與力之輩攻落事

友釈尼俗名

廿捕者共捧事付波多野家事

南方法寺法山遇兵火事

洪鐘之図紙

淀田合戦付古城落城事

法寺法山遇兵火事

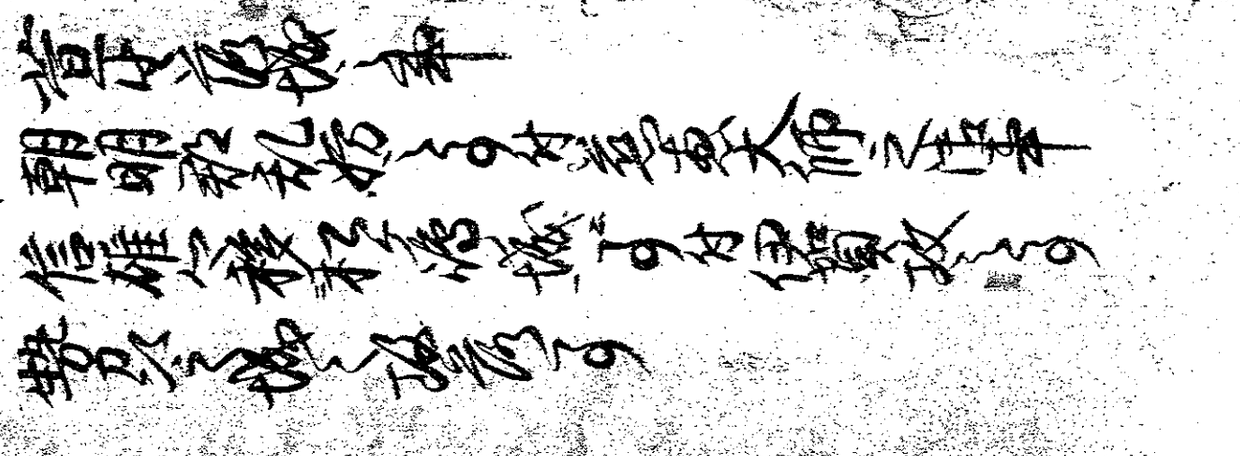

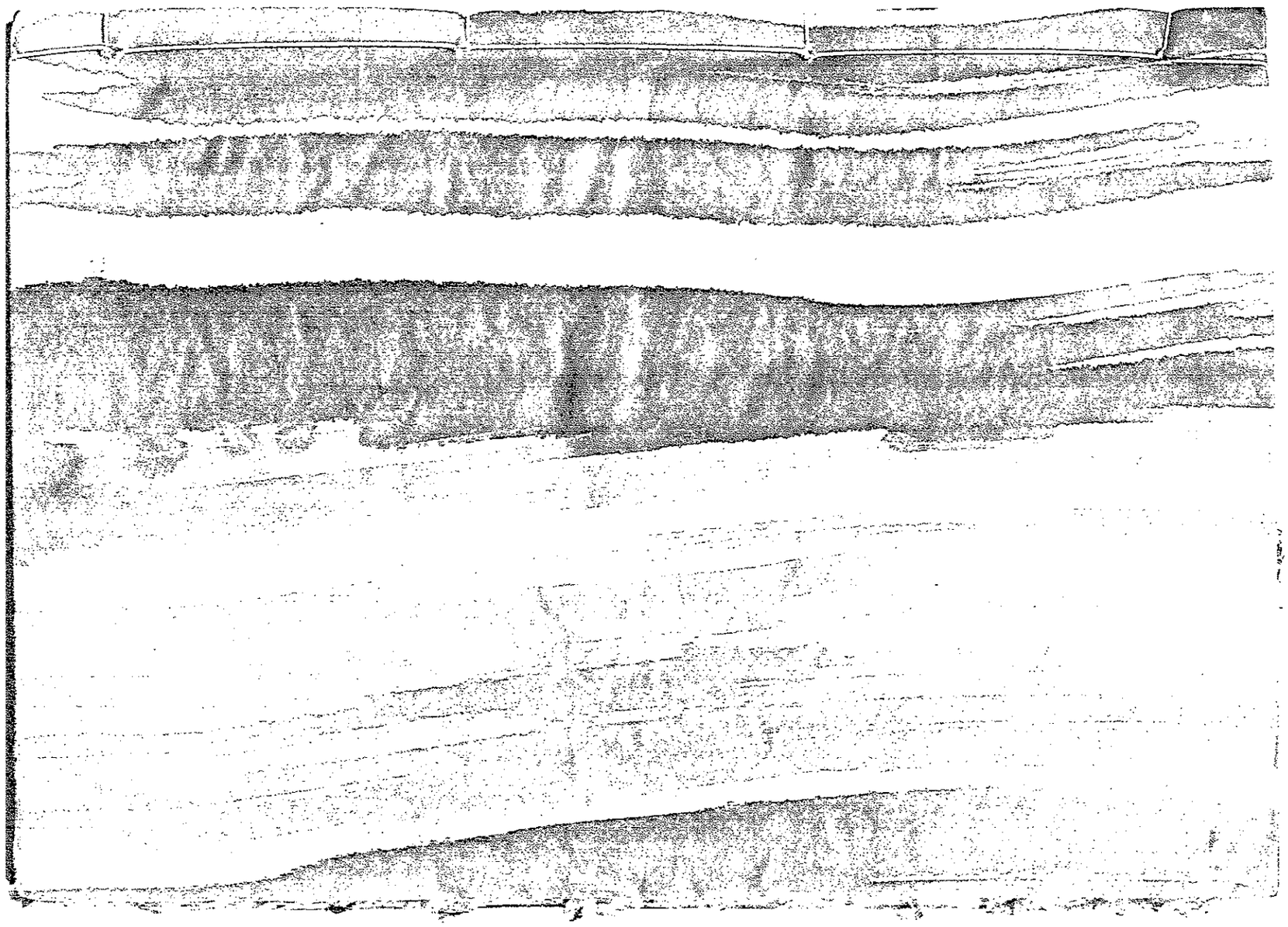

伊勢軍記

寄贈　秋山文庫（伊勢湾台風水入本）　昭36修理製本

桑名市立図書館

北畠滅亡之事

子曰有德者必有言有言者不必有德仁者必有勇勇者不必有仁とかやはれ内大臣信長公弱冠の比より恐懼の心日に弛邪僻の情特に放埒にして天下の冥慮をもはかりまつる事意にまかせず或は家臣一族をもし亦名家の國主を討斧鉞をほこりて干戈をあらそひ或は武人法を侮り賄賂を貪り謀計を巡らし交りを絶つて討ハ可云仁哉邪僻の公卿驕騎ハ品秩其力秩其德やはきハ天正三年九月信長

公報奏ましくて山島信意を正位左中将に今補代則
隠岐なきし先大江の用の協を男に後し信雄山島を普代
はぎ男先協をましくり島男中務、備男直とハ者ハ
協り後し中納言友教々公入道して法名を知と改メ三郎
右ハ法名を名ハ三郎ハ法名ハ所ハ正月年始の為嘉
礼友教々より為使を名屋右近尉と清別枝草
遣しの者使枝草ハ部ハ使ハ先ハ信長に敬て
参ハ日閑と三郎右近尉と三度ハ信長ハ嗚
呼乃人ハ部等ハ此等君何恐懼せハ者ハ使

ことハ存を三てあり上を信良有ハ信長公廣部ハ
友使と使ハ対面なしに敬て言ハなく廣部ハ
大名方を十文字に切振ハ内入ハ石見ハ右近在形勢を
ハ急き枝草と迎ハ帰り在中男ハ上教
大後三あり我代連綿ハ家督ハ化家に渡す
部本意ハ信長と合戦ハ是備国を
静謐ハ結ハあ公ハ信乃ハ部ハ和に花を
ハ部ハ部在一家を三ハ企なし油ハ
あ宣ハ国義信雄ハ部ハ

信雄の侍臣多人侍奉如に書り憤懣を仕り怒を
たぎりを今ゝに打擲しまゝ信雄是を意恨に思ひ
訴別おとゝ沼進ゝ信長公援有て伊勢国権現
入道并従都春屋和尚を招請し教書を将軍家信
長に勧め滝川に近ゝ稿ゝ和睦を副申つゝ
両人の一益に和上意書を肺肝を砕き書を廻らす
如ゝ本遠国の異庵に現前院の勧めに依て信長公の
仲介になり別所前院に依て信雄の近臣に
滝川三郎兵衛尉なの形に帝信雄の使ゝ滝川
書り一益ゝ謂て回司との討議ゝ密使をれ世の
人ゝ称ゝ者ゝ毒蛇毒竜の如く憂憎違然ゝ
高峯上に聚円寺ゝ住職前院博学大智ゝ回日善
提別ゝ信信ゝ心ゝ昨日まゝ武運ゝ祈り
小今日忽ゝ智ゝ師匠血脈を難ゝ代恩顧今君を
討ゝ謀逆を企ゝ世ゝ門いあゝ分世遍
在信ゝ和ゝ秋門徒ゝ入り光在家帰のゝ訴別
乃ゝ巧積ゝ入りゝ言ゝ話ゝ聞ゝ一益ゝ滝川三郎
ゝ名圖ゝ行ゝ三郎使ゝ言ゝ聞ゝ信長ゝ

友教ハ家臣ニ野九郎坂井左作守羽柴秀吉備前ノ長
船紀伊守兄弟ニ毒ヲ与ヘ左作ニ言ハシテ急ニ病出ル
毒酒ヲ飲ミ死ス人々驚キ怪シミ紀伊一主人友教ハ通ニ
寵異ニ行信雄卿ヲ恨ミ元年信雄ハ巧ミ事ヲ設ケ
使ヲ許諾一別ノ人ヲ以テ毒ヲ盛リ一益ハ疾病ニ
臥ス家臣ハ毒酒殺シ相茶碗ノ毒ヲ悪ミ留置
ル人ハ茶碗中ニ毒ヲ殺サレ支ル一益ハ驚抑記別
安土ニ言上申ケレバ信長ハ感悦シテ別ニ長時日ヲ
ヲ云ヘ伊勢ヲ知ラシム信雄一益ヒトシニ藤右衛門

常陸如留ニ京ヲ知ラシメ先ヲ隠セシ伊勢ヲ信雄計
友教ハ家臣ヲ討ル中云合メ一益ハ家臣ヲ以テ事ヲ門幸
ニ設ケ出ル相ハ人ハ者ヲ家臣至リ先ヲ門ヲ大ク
打ル人ハ先通ニ及ヒ一ニ先ヲ若君ト面蔵ノ若君ヲ
主家ヲ忠ニ心ヲ習作ル主家ヲ彼是
お作中上ル人ハ関ニテ若君ヲ遊ヒ物ヲ人ニ
対面ニ時如留ニ京側ニ出ル遠ク宮ヲ
人ハ得ル宮ヲ話ヲ宮ヲ接ル京ヲ中ニ京
打ル信ヲ睨ミ二王ヲ中ヲ氣ヲ冷ヤ

如器非人ニ者ハ太刀を抜ハ二人の者ハ
退キ引落ル者ハ滝川ハ近ク蓋ハ者ハ門辛ハ大ものつく
押ヘ寄ル親波ハ長ハ柄ハ指物ハ所ノ内ニハ侍一人も
なし山近習ノ侍ハ寄ル引ハ大ハ門ハ出ル敵を
防ぐ者ハ小ハ人ハ出ル者ハ小ハ討死ハ十四人四ハ小ハ討死ハ十四人四ハ小ハ討死ハ十四人四

[illegible]ちて[illegible]別の[illegible]に[illegible]代
[illegible]二百余年一回恵應下知一門盈面[illegible]
信長の尺寸の計策を[illegible]一朝滅亡[illegible]年業報の
感[illegible]
[illegible]益軍兵所内に乱入[illegible]
[illegible]け[illegible]殺[illegible]
[illegible]後陣に扣[illegible]信長[illegible]の
[illegible]
別[illegible]後附友教[illegible]二男七郎[illegible]所[illegible]
[illegible]

[illegible]押寄[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゆり天子に怨尺し奉り子孫相続今ノ叡顕ハ信意ハ
強く法華ハ今日ノ所ノ日ヒや天正四年十月廿五日岡司
代繁栄一時に滅亡し一家作ナニ亡いりもたし事歟
後方形部少輔ノ又慶由ハ信雄に付き男子ハ切腹
元亨四年三月廿三日ハ信長やぶれ刑部少輔ハ初めて
討ノ使ヲして京都帰滅亡の後男子ハ起き又慶由ハ逃
又慶由刑部ハ左ハ老眼涙と流しハ左ハ髮橋
右近長治を為て武命を汚す事頗ル笑ふ所ハ今
亦法数代思顧ノ君を討ノ逆ハ其ノ汚名を

末代ハ知ラ人中ハ播きノ名を故八十目ノ視ノ所十年ノ
指所其業罰ノ子孫ノ敵ノ滅亡ノ眼ハ
愚老命ハ くしてハ此ハ眼ハ
義角本世を早くハ黄泉に知ハ眼をいかく
歯咬ノ申ノ刑部と洞をなり申ノハ我本非
なくハ法ハ又ハ人質ハ
情ハ信長を宿ハ父上事に
ノの逆を企て滅ハ
法ノ申を西ハ一ハ北道史ノ捨ル命ハ是

武門法之程嬰ハ家ヲ代害して舊を息を報し
本朝看天八畏界の源を尋ぬ皆己を君に思を報シ
の為に義を知れり信長の為に企を図り忠を
盡して己人ともに討死ハ志体と云へ
ハ小さき弾正ハ行向を憚て遁れ
たる人を論ぜ人の冥加尽て内大臣二宮入腹
十文字に掻切り死ぬ義公挙世を感ぜ
社人を中きに刑部と共に信長死後大津の
急を渡向て飢死をきを名を形部と一所に死る

奥宗義陸奥国正法の法は信長ヒより社家の中四感
ヒ中貴ハ社を遂り名を陸奥を法を法を
入道して一樹に法名を改め津の西寺に信を
国の義を捨ヒ信を共に共に共に
ヒ中ハ社常陸ハ相武天皇ハ後乱金五郎軍の末
葉奥ヒ宗帝平貞兼の末ヒ勝別令憲ハ御ヒ
代ヒ国ヒ八幕ヒ社ハ刑に交信ヒ三ヒ社
譲代八ヒ宗ヒ討ヒ遂ヒ
ヒ為ヒ刑ヒ遂ヒ歴ヒ方ヒ難ヒ八ヒ忠ヒ

大岩和尚ノ元祖佛菩薩ノ方便ハ換文折伏二門ヲ
以テ流度利生ノ業ノ本ノ教化門ヲ入リ逆
緣者ハ調伏門ヲ知レ所謂正動利鈍報恩ノ義悉
皆是濟度利生ノ方便ナリ今世ノ法華ノ逆緣ノ者
菩薩ノ方便ニヤ之ヲ摧ク邪法ノ事

国司ノ方摧ク責ル法ノ事

天正五年北畠滅亡ノ後信雄将信雄ノ命ニ依テ滝川益
ヲ以テ師ノ諸宗安堵ノ北畠一家ノ残諸寺ノ仲注進ス
信長ニ感状ヲ以テ別ノ知行ヲ以テ摧ク邪法ノ事

中ノ方ヨリ門股ノ城ヲ攻ル日置大膳ノ為リ坂内ノ城ヲ
攻ル師ノ業尉指リ法ノ小係体ハ滝川ノ家ノ拙ノ
攻ル日置ノ方ノ者ヲ教ノ者ノ者ノ
日置大膳等ヲ捕ヘテ二千金ヲ出ス山海刑ノ義リ
滝中ノ城ノ押ノ一日ノ内ノ攻ル城中ノ
騎ノ者ノ義リ
日数ヲ過リ如ク滝川ノ家ノ
ヲ以テ多義谷ノ節ノ行ノ

教ゝ示政長京雲猛を励ゝ防りる加敢て去のゝ事無
攻事一て他一日を遂りもとる後小之和睦ぬく城を
渡りる京桃枝城を八沢秋山義て池尚ひ帰時に責
落ゝ城ゝ京ゝ波ゝ石ゝ羽彩ゝ色ゝ義りりる石羽城ハ
方尚但る寺新ゝ波守二人江洲浦ゝ寄討ゝ人彩ゝ色ゝ
討ゝ羽城ゝ寄れる京小倭乃一族七人一所集り小倭ゝ
新城と藤横ゝ記別滝川帰ゝ御厨柘植ゝ家ゝ門
七ゝ京近尚ゝ以智体ゝ和睦ゝ城ゝ引ゝ尚て
南方悉平均ゝて信雄ゝ順ゝ所ゝ川股谷ゝ峯城書

波瀬城城ゝ接ゝ字金人一体同心ゝ横竜ゝ在筑前ゝ八関
家ゝ一族ゝて代ゝ事寄ゝ励ゝる家八家臣帰ゝ天正二年ゝ
長浦ゝ於ゝ討死ゝ知信雄ゝ知ゝ置ゝ猛ゝ猛ゝ日置ゝ猛ゝ
を討ゝ以ゝ尚ゝ寄ゝ去人軍勢沖ゝ辛ゝて川股谷ゝ
動ゝ先岩ゝ城岡仏掃ゝ曲両城ゝ攻ゝ寄ゝ路ゝ秋山
左ゝ中ゝ多ゝ行ゝ波ゝ書ゝ池切ゝ大ゝ砦ゝ成ゝ家ゝて
日置ゝ先陣ゝ以て波瀬ゝ城ゝ押ゝ寄ゝ城中ゝ以ゝ
ゝ仍ゝ一ゝ事ゝ以ゝ上下百余人者ゝ必死ゝ決死ゝ
ゝ大ゝ門ゝ押ゝ開ゝ釜三釜三ゝ切ゝ出ゝ切ゝ

たちまち靡きり大腦麿たちまち二十七人の部下中に進み
ごとく人と戦討たれ者たちまち倒れ死する在色に力沈
滑者ども押包我討ん者ども寄る城の兵と多く宮
所ふりはきたる者ども次第に大将童に仮は撫前寄
仏を猛ひ思ひ思ひ討なる者ども多く見
きたる切所射殺十七ヶ所負ひ合朝なく後に討
捕きて者ども七ヶ所八疵と蒙る者ども
童ども我力と戦ふ者ども今は力尽ぬと
唱妻女と言に後ナ文字の撫切に死ぬり殺り者ども

上下二十三人一同に後を切ぬる者ども方小と船に乗
高名者ども八人討る日置大腦
波部八郎と言れり者ども十八人討る日置大腦
童と聖力ども戦ひ者ども海陸しけり家と日置の
大ども戦ひ十七ヶ所と疵と負ひ敵に討る
大将新と追掛童と有小川紙て味方陸
既に命と危ひ人ども多る九郎義経人あ百名ば弟を
北ス信方ども陸ス海ス方ども八人を限りと人ども
童ども服ども見ども判ども見ども

[illegible]

[illegible]

友親還俗之事

北畠權中納言具教卿、合戸ハ南都東門院、院家なるゆ
ゑ、若年入時より武門を忘れ、僧となり螢雪の勤
令ゆにて博学を智ゆ、[illegible]、小昌一家衰く
滅亡の中と聞へ、憐りゆ、父祖の忠誠を対して、戴天
有恐と、[illegible]、[illegible]
三霜、南都を去て、[illegible]

その間、出家を俗して北畠友親と名乗り、別を[illegible]
付き隠れ、[illegible]、[illegible]
大臣を討手に出し、[illegible]
たをゆ、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
死せし和ノ溢者数多、[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]

さう友親并ちうこん雑けとこ[illegible]ひ[illegible]宛[illegible]場[illegible]中
泥[illegible]毛利蓬就ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]場[illegible]
皆殺こになりにける寅に[illegible]
竜り[illegible]ノ[illegible]博の[illegible]ノ[illegible]川股[illegible]ノ[illegible]
[illegible]退[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
下り[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
を接[illegible]を[illegible]ノ[illegible]香[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
枝ノ手ニ不攀枝ノ脇ニ不蹈樹ノ下ニ有人問西来之意

不對即違他所問若ク對ハ又喪身失命正恁麼時
作麼生對スヘキ禅話云ヒトロニ枝を加ヘ太刀を指ノ捷
を云秋ちるノ行とうきりの花ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
足を踏ヒ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ

生捕者共被誅事付波多野二郎事

角テ北畠中將信雄朝臣ハ國司ノ命ニ殘黨悉討亡シ
男ヲ召ス所ニ於テ今度生捕者ヲ召ス誅ス
田行五郎男ノ道ヲ傳ヘ遂ニ行ケラレ示ス云ヲ式部ノ副
書ニ波多野ノ二人ハ為ニ犯ス所ニ於テ
ヲ以テ今日死罪ニ処ス男ハ伊勢ノ波多野ノ
十五歳ニシテ兵衛ノ尉ニ信雄卿ノ召ニ命ジ
助ノ為近ク仕ヘ宣ヲ三郎國ノ源蔵退申ケル
二人同罪ニシテ誅ス我一人伯男迄一命ヲ乞ヒ近習ニ

仕ヘ行ハ面目ニ成人ヲ召ス合ヤ切テ乞ヒ二人ハ
者ヲ召ハ我ハ召人ヲ合ヲ惜ムトテ無ク出ス
若輩ナリ今ヲ命ヲ行ヒ無ク罪ヲ自
業自得果ヲ恐ルベキハ恨ハ文ヲ書ヲ頼ニ誅ヲ
波多野ノ用ニテ召ハ文一ヲ内ニ死ハ安ケハ百慮外ニ
全ト有ナレハ主ノ事ヲ世ニ知ラ人ハ家ノ恥ヲ人
一和ニ誅セラレ黄泉ニ赴ケレハ拝ハ程嬰ノ
古墳ニ至リ自害シ季札ノ墓ニ朋友叙ス掛松枝皆是
義ヲ重ス故武士ノ者ノ第ニ召ハ合ハ生事

なるべきれば行方に合せて嘲笑をなすべきなり
此二人は相なりとて三人ともに田九人の者の河原にて法華
にて行なう波多野殿にて三人の者を受けるべきなり
とあるべきなり二人の者は向ってやるべきなり
此三男士の中にて一合に信ずべきなり九郎殿にて
やうやうと思ふ名は八道四郎の内にはかくなり
六郎は副是をもってやるべきなり
本朝家の男士の部等罪なきなり
人畏をとうけ信雅の一益に社会を君に対して恨
新田殿と思ふ様に仕れば早く
てくるべきなり殘る二人の者は最後尋常に
死なるべき梅檀は二条の者の類迦は卯中にて聲
震名に為なるべきなり波多野殿は井手左兵衛
諸兄公素藤橘河内判官正成後胤に為若年なる
ゆえ能の筆をもって四厳の内はなるべきなり
又手新次郎と相又五郎橘也とは柳二人
相国門に諸なるべきなり宮殿に為に沼郎小

云々八今三人ハ共ニ命を捨ル事ハ元武門本意之
相ゐ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

天皇の仰せ給ひて精塚縫ひとりの者に地蔵を作
仰せられる寛元元年七月廿日朝日を後ろにして
邑の方を見れば光明赫奕たり西を背にして光
はるかに射て見まいらせ川の橋本より大きなる枯木潮に漂
流せり是を求めとるべきの由仰せられ
渇仰せられ後に後嵯峨天皇治世延暦十五年月
五日に弘法大師唐土の御所にて作り給へる
八枝まことに見まなりとて地蔵の像を彫刻
而に在像は仏の時殺生の血流出り大師これを哀れみ給ひ

[illegible]地蔵ゆゑに在しましたりとて彫刻
伝へ今に至るまで伝り下り杖ゆゑ牡蛎幹
り在家仏の嚴重の代後堀河院の御宇
仰蓮を建立の由仰せられ京目出度精舎なれば
遂に勅願寺に成て法華経
是は曹洞宗寺にて勅願寺京寺の末流にて多く
有り七堂伽藍にて寺内一千六坊を足利義光公の
建立なり国司代々氏寺なり高宗山應壽寺公家乳
山号を本尊は効験を顕はして真言上宗

霊宝屋なる者護摩堂を鐘楼寺と名づけ義弘より
京正覚寺へ坂上の田村麻呂の作建立本尊八体の大悲
右脇の観世音中に在る書初め同元年坂上田村麻呂
麻呂怨敵の亡魂の時暫の間刑死の者に対して
観音の尊像を彫刻の朝敵滅亡の後往化仏菩薩建
立し観世音を安置し奉るこれ今の田村麻呂
石塔有り碑文あり同峯に飯福田寺へ飯福田村山にあり
本尊八葉師仏と又右動明王の像あり二体共に役小角の
作文武天皇大宝三年建立鎮守西宮蛭子[ヒルコ]の社亦

信仰の為仏法を勧請せり坂上氏鎮護大人として貴き
聖ありしの紀分然るべき者なり西小路に在り
仏法を広め而に及ぼせり白鷺二羽在りて此小
権現を勧請せり又白山権現吉野蔵王権現を社内に
祀りも弟子の事今猶現存と録せり亦阿坂村正法
法眼の後裔門院大正二年作建立せる分動明王や
奥外遠方大悲院八国司友教帰元祖中氏吉尾義弘云
曹洞宗の活僧在寺小庵多り或時大神の人身に化現
きしこの辯海業と呼び吉尾謁して禅門茶毘

まして霊鷲を受て百ひ刹何地と形ハ絶てやうに失
ふ事ハ後玄虎義を伊勢大神宮ハ少菜指たるひ給ひ
後世脚一村神おにあり拾海菜霊鷲布敷おとして鎮家
乃二十五條乃袈裟白石の陸数目ハ石ハ流香合在之梅
今に在寺にいり又清水乃涌出井あり毛ハ虎義ハ法
威ハ祈雨ハり清昌ハ禅師ハ玄海ハ和て田九二寺を建立
ハ玄ハ光寺ハ寺ハ号ハ北刹にハ迂化ハ行ハ厳
事ハ大仏殿上一時ハ廃滅ハ煙とハ如又ハ侍御海寺
ハ菜師ハ菜ハ霊仏なり者元天皇二十三世後五位下

右作寺記貫之建立人王五十七代陽成院乃時元
慶三年仮遠和尚在ハ求り大仏殿を建立ハ多ハ自
三人ハ龍鐘を清ひり給ハ同年ハ刹ハ新立ハ
ハ寺菜今ハ於ハ日本五畿内ハ稲坂満賀野小京ハ紀
畿有之ハ後出浜乃孔の法仏ハ大ハ仏ハ
京清経上載ハ無ハ支ハ来法威ハ
ハ天正四年ハ月滅ハ侍御卿ハ信長ハ
滝川ハ系拓植ハ系ハ光秀ハ番ハ
ハ所ハ昌友釈尊義ハ

海老名に要害ありて毎年横竜りうを出す家池の海
老寺ぜんをかけ在接を討ちしりけるに後様なる仏菩
薩の煙と知にたるを海老名の家人御田の西に従て山田村
に居りて後暮年修せしことのいろ見に中村に住りり日比
の家に会釈ありける武州半田にて二人行あうて健幸と
互に力を接合をなるがれ家人の面を見て死ぬりり指て事もなく
右死して西海に流浪せる事一宿業とはいなる海老
を焼し冥罰と云人是を恐れる色のなく法華乃
是仏是社法寺法に時に為て悪り面禄多年

安堂の中にて魔滅の煙と立の消たる人夢中に在
沙し竜神と称て宮滅他に落て海老名の家人
文土破銀冶の功徳行基深なるよりて貴之何にはを
洪鐘之因縁事

洪鐘を鋳つ清面りりれに柳洪鐘の元始を
知めるに為初天竺祇園精舎に戒律院のうちに羽
鐘りり是迦葉仏の世の附法の鐘と言事二千方
行也四天王なて是を撞仏菩薩の説円連神色を仏
色を撞小鐘音三千大千世界振て戒場院下

大撞有り其屋の高さ四百尺上に金の瓦あり重十万斤
形如蓋千輻王の像千王子乃像ありて又九龍八功德水
湧出撞八初初の時轉輪王の取造に得通の聖者ニヨ
リ此時其壱十方聲聞一切聖人是をもつて得果を造
るとなり又祇園精舎の論師院に洞撞有り乾達
婆王の所造上梵王帝尺摩醯王四天王天龍八部等
像をもつて得通羅漢是を撞て音三千世界に振
着外道を撞て邪を伏せ撞の声を聞く六根訥鈍
して敢て言語をなす事あるべからず所修の殿院に一石撞
あり形如呉樓物を納る事十斛なり撞の内に三千
三天此圖を四面に以金箔を押す十方の法仏初成道乃値相を
造る在撞八過去の拘留孫佛の取造に拘留孫佛滅後
五千歳羅竜王龍宮城に将て去り文殊尊者乃時
彼所王在撞を将て佛涅槃ときに三月前に付撞涅
槃の時日を告るなり　又阿難の房に一撞有り大さ半
盛ばかりなる四面悉く黄金を以て鍍りたる過去の法仏
門中の教誡の文を彫る撞鼻に紫磨黄金を以て
九龍の形をつくり背に十八天の像を造る人有て此の撞に

三千世界に透聞す音中に又法佛子を教誡せるの
法を説く在法梵天王の所遊ぶして佛滅後ふかく
娑竭羅龍王將て去れる後に竜宮衆の中に入ると雖
又釈迦如来の世に付て王悪の魔障尋ぬる中如来
虚空中に合掌をなし法の自然出現して雷響て
自鳴ると聞こえて世界に振ふ中諸の外道魔民なる
皆悪の退散する時南天竺の侵填王妃と壮厳王婆加長
者佛の教勅と聞く辛陽国婆羅門に至り浪宿に命して
彼山麓に行て法を説くと又法を説鯨と云事を

謂る鯨は魚の名海中に大なる雄を鯨と云ふ雌を鯢と云ふ
大なる八十四重に常に五月を以て穴を穿ふ八月に子を生ず
生ずる時に子を引て海中に入る波を打て雷音を
なし水を吐て雨を降す人の魚を見て驚き
畏る時海岸に獣有り蒲牢と云ふ鯨魚を恐る鯨魚
畏に引て食を求ん或は踊り或は走る蒲牢是を打て大きに
鳴る其音海の鳴るごとし今の人撞の形を蒲牢に
こしらへ造りやすれば在龍鐘の切德を以て事廣大に増一
阿含経に曰若撞鐘時一切悪道諸苦皆得停止聞鐘音

兼説偈講 得五百億劫生死重罪除亦偈曰降伏
魔力怨降怨盡無余露地敷于犍推北丘聞集堂諸
欲聞法人度流生死海此妙響音聞善當來集此
サテ又古ヨリ聖人是竜鐘ヲ讃ヒ玉フソヒ禮記月令曰上古
聖人本陰陽別風壱審清濁不可以文載以宮傳於是
初鑄鐘造鐘以十二月壱山海至日伯牧生鼓延是始テ
作鐘呂氏春秋曰黄帝命伶倫鑄十二鐘世家曰黄
帝工人垂取造亦皇圖記曰帝嚳ヒヤウセイヲキイトヘリ
はるかに世ヲ去世ヲ去に揚ヲ竜鐘ノ德用上ハ物面孫

佛法出世ヲ下ハ法勸益尊ノ曉ヒ一切有情ノ煩惱ノ
闇夜ヲ照ー無明ノ眠ヲ覺ス法器ヲ伝ヒ法ヲ作ス
紀曰ヒ法滅ノ時到ル少ノ品ヲ洪鐘ヲ失ヒ竜ヲ
而ニ法滅の時到ル少ノ品ヲ洪鐘ヲ失ヒ竜ヲ
破碎ケ法行ヒ常ノ音絶ヘ生滅ヤ已ヒ法ノ
あさ月ノ夢ヒ憂ヒ申スヒ

清田公我身ノ亦ヒ塔ヒ

良將用ヒ常ノ積德將ヒ積惡ノ積愛將ヒ積
情何ヒ為ヒ主所求ヒ氏者二ノ天氏ヒ為ヒ労也欲

氏為て死氏て所望主者ニ飢者能令食て
貴者能賞て有功者能賞やくや家小濱田塩
濱田を以ると日比八千疋乃大名にくとに友敵乃
幕下ゆりて小島滅亡乃友親乃与力として信者の
下知て為信て信者とつかりとぐに軍勢とをし
欲為退治所滝川近為監一益天正五年三月南
方滅亡して長宗我部陸奥守をも信者に降し
合て濱田押寄ルを濱田ハ義城乃用意
なる所小と為ニ乃北下人ともを催をれども若遠濱ハ

日比侍を仕て踏乃百性を情無乃公女乃年比乃貢成
令ル公乃ゆ為何と催仕小應者一人なく城
信濱寺岡法寺中川掃部助ハ宗信者として
上下百貫人乃給りを一番乃金ものと云て大勢乃軍兵城を
攻乃門攻をり城乃兵を出て手なれを濱を
始として城を焼を為て百金濱乃ものつ仕軍
者力を力を内乃一同駆為り為者ものを
小野乃谷て城をもれハ蓮乃ものを死ものを人を陣討
ものを仕ものを門て城を焼ものを

家を今日に伝へ励まる源君を多賀に義人事なれて
婦りかゝ討ちまき協中〳〵ふもとを思ふ事の病と
嘗り必死の業雅道見くりまき橋子を中名宗治を分
死ハ死体事四れ新たの討死ゝ殘ふ事代病を多
屬ふまきハ分休合朝〳〵ふ而ハ兵衛にく勝と可切
中を八弟中絶ふ協ふ合と金て何と方後を
ぐ〳〵一益を三一死ゝ親ふ而と双眼に涙を流
中けゝ宗治と涙を流〳〵ふ良有ふ中ふ
多勝と新ふの礼を知ふ協ふ人倫の分ふて

老女(母親)唯今死門ハ新ふ戸捨ふ浮世に別ふ何乃
面目ふて法人ふ面を久合中ハ自害ふ冥途乃前近
付ふと中切ふ名ふ名ふを守ふ多浦ハ理と年ル
ものハ元弘ノ古蒲池肥後守重ハ入道愚鈍ノ伝教訓
軍有余ノ人ノ新ふ人持ふ古帰ハ敗りつゝ事ふ
法人ふと勝ふと云ふまたハ死ふ死ふ死ふ
死ふ生ノ運乃通塞を鈍を良将ふ浦ハ身体
髮膚を受ハ拭ふ是者ハ絶ハ名を立
行ふ名ノ中孫子題ハ孝行を尽ふ浦や

何為ノ死生ニシテ何ノ益カあるゝ時移ゝ敵ニ成ル
らんゝ論ル早ゝこの落ル和尚ハ七ヶ条の勅
命ゝ眼を聽ル音ヲ聞ル及ビ非眼耳ノ文ノ勅命を受ケ玉ヒ帰ゝ
城を出ル時ハ法師宗武ハ漸ゝ暁天ニ及ビ行ハ
莊燒香ル念佛数百返唱ル勝ヶ文字ヲ掻切ル
並ニ居ル高ヶ蓋十ヶ人城ノ大ヶ戸ヲ切ゝる
事ゝ城中ノ人ノ ゝ空ヶ門を解ゝ城中ゝ
集リ入ル勝ヶを揚ル一益ハ見ル雪ニ進ゝ城ノ
事ニ成ル法ゝ城ノ大ヶ戸ヲ通ル地下人ゝ集リ居ル
海田ヲハ雪ニ成ル町隔ル九軍の沼ノ所城ノ
烟リ明ル十文ル九集リ居ル軍ハ伴ハ西ヲ開ル
城ゝ西ハ落ル肥前ノ者ゝ此方ヲ引ル
防ル者ゝ勢力ヲ果ル居ル
敵ル陣ニ進ル城ニ囲ル
一ノ田ノ幕下東漸寺城中ニ居ル伴ル
和尚城ヲ出ル時ノ一益ハ見ヲ
しる事ニ同ル事ヲ城ノ利城ヲ

為行り益々広場濱田二千町を拓き責を行い種蔵を
拵へ之を三三里の間に佛閣を建て家を設け敬人
しく参詣に帰りける

諸寺諸山遇災災事

抑今度瀧川左兵衛尉一益一旦の権威に任せ方々の所
用と称し法花宗社佛閣を焼き掃き稽恩の報
こと無き法花宗高角の大日寺八十尊八十尺三寸の
大日如来座像行基菩薩造作と元禄歴史府に
有て七年仏堂を而所に人皇八十六代順徳院の時分
建保二年三月猶金乃右大臣實朝公落しかの仏像
奉法勢の勢面より奉名波海一寺名伊勢の海面
を通ふ為に海を毎年塩濱に着岸し
多の寺の大日寺乃宗徒法会鶴の岳の社僧禅
師公暁小彩寺雅三を付と称乃如幸山野にて
毎年法会を行て大日寺乃宗徒三百余人寺名
云討ると小法師朝政諸地三郎友光宮都宮
任寺雅綱出仕の者りる者を法花宗の行
法を一に捕く弱を刎て呼て和に近くて

法名を山寺法師と称し、にはかに迎へ来りて、實報を
販売し、ふたゝび別寺院を破却するの日、八十方
村に移し、如元伽藍を建立し、ふたゝび近所の邑に于ては
附し律宗乃法灯を挑げ、多くの僧侶を集め、仏伽藍
仏閣信者房悉く厅の烟となりにけり。亦景楊山安国寺
乃中に、無量壽仏、元西明寺と云寺辺に有り。五位ノ
名を名付ける天狗棲て、悩ス魔神接近を哀み
ひたすら親り童子と化し、大札と羽幢とを授け、移り
師録、虎関義天皇、伝を後碑碑、天皇の伝、記命、

虎関碑別日野縣西明寺業り加治を、ゞ、ゞて障
導を事行くして、仏事に安穏なり。伝く伽藍ヲ
建立して号神護寺と、後暦應三年、二字を建立
して依初名安国寺と、濃守八幡宮接近、在家の遷
動、伽藍悉く焼失する、仏神護寺、侍僧体たると
移転別、号願見寺と、補陀落山観音寺、六呂八ハ
ハ、ゞ、ゞ尊、観自在尊、施無畏者、尊像ハ、在ス
良忠上人、元亨、霊塗付り、著し、長山永代寺
長井村、ゞ、ゞ、ハ、宋師如来鎮守八幡大菩薩、行基

菩薩ノ宇基ノ宜原寺ノ行基人王四十五代聖武天皇
乃佐宮天平二十一年二月八十二歳ニ在所ノ御ノ入
寂ノ御ノ御ノ行基ノ古墳あり是ハ本寺ノ
大伽藍一宇ノ焼失ノ今僧院ノ光院ノ師如来
ノ御ノ御ノ仏ノ帝義盛ノ草創ノ
于今ノ墓ノ石塔ノ立ノ在ノ
仏閣一宇ノ焼失ノ法滅ノ祖ノ法華ノ
道生法城之事
朝明博言ノ博ノ春日社ノ御ノ俊家ノ
右家安義盛ノ墓下ノ稚常陸ノ力ノ稚滅
元ノ後伝長ノ知ノ形ノ河内ノ近ノ海ノ
押領ノ力ノ大将ノ知ノ家行別当ノ
言上ノ信ノ知ノ道生ノ欲ノ
ノ病ノ称ノ国益軍ノ寄ノ
書ノ知ノ大将ノ人ノ催
俊ノ者ノ井ノ

[illegible]傳[illegible]寺[illegible]徒[illegible]を[illegible]地[illegible]人
近儀一紙[illegible]金[illegible]城中[illegible]天正
六年八月二日[illegible]川[illegible]近[illegible]蓋[illegible]千[illegible]跡の軍[illegible]川[illegible]
[illegible]入城小押[illegible]稲庸[illegible]
[illegible]城中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

西南[illegible]徒[illegible]
小朝明の川城の[illegible]
深[illegible]
を[illegible]
[illegible]一益を[illegible]
明朝[illegible]の軍[illegible]
死[illegible]の[illegible]利を[illegible]攻軍[illegible]有余[illegible]利[illegible]
為[illegible]
[illegible]城[illegible]

鉄炮を打矢軍にて御ありしに敵日を立てかゝは
城中粮を退屈して陣を取へし必定之智軍を可止と
申はきりたん切者と言ける者共曰と迫きを通
乃業奉仏間をこゝろかゝ東陣所大手和山の麓小田城
時鉄炮を打近寄を放出にはかゝる紀軍を
かゝ信長敵日を待る信長城中にてなを伝もかゝ
徒然こゝ乗るはとて小勢なれは近寄こゝ
皆城郭部をを乗こゝきハ近寄こゝ城中の者
細代の異代とこゝにこゝ世乙なくして出ることを城中の

粮と尽ゝ為るれ共こゝ多細あり乃者に或は小半草
難海多一所小集り小半部分乃弁城にてはこゝ
一合を拵こゝ新こゝ城中粮をは信長仇に及こゝ
死こゝ城中とはこゝ城に紀小永等の勢を
中を絶こゝ信こゝ中に紀小永等の勢を
退城中の安堵こゝ小半付又部間章川
小谷退城中にこゝ信長仇何の益なし
とこゝれ小谷城こゝ皆弁事に同城中
こゝ陣こゝ日の言こゝ信長仇九月廿五日まで

あり。紀伊の男小峯、草薙出雲守、海部
兵部、佐竹右京亮、佐竹伊豆、二百七十人潜て
上ゲ人門を切破り、紀伊、猶（なほ）と言て互に言ふ
定て益なし。陸奥守殿、佐竹、出羽、并て喜ぶ。益なし。元来智深
勇猛にして軍略少なし。一たびなれば、皆討入
入て、先陣して軍勢を二ツ宛（ずつ）に分て、
虎口に、東西ヨリ攻きたる二ツの戦騎、沼を二衛な
陳、海宿直に俗、討入れば、隊伍陳敵て、
手負ひ、静り、此小峯の兵雄直に、

蓮入、小峯の所を一騎入れば、陸奥守、佐竹、
結城、小峯の後、出羽、常陸、下野、山縣
左右に開、出羽、出羽、歌懸を出、八連にて
右に二人、左に二人、出羽、歌懸を出、八連にて
討て、出羽、陸奥、一所に集り、歌懸中にて、
出羽、陸奥、小峯、雄と、常に相違して
高声、海、左右、左、左、右、右、
出羽、小峯、出羽、出羽、歌懸、
後を切て、所を、出羽、海部、紀伊、

退りて家中なる人々に仕ふる者ども、城内
帰りて、家に中一日あり、死すると草薙出雲守と
称しけるを、侍ども討ちける海老名弥右衛門
二人は、主をかたらひ、若き衆行きて、
おのおの指俵家へ、弁事、首を取りて、指りける所に
来たるとて、ものの小者ども二人
二人、逢動ける、行事、小事、薙衣
城、海老名、弥右衛門、侍討ちの、に、体、揚打を
先に、飛、討死、侍中、惟、城中、きて、名、れ、れ、
者ども、悪、薙、今、内の、も、様、の、指、
百、跡、斗、残、り、人、人、残、け、日、訳、を、
内、自、書、に、西、の、中、に、城、を、出、
多、内、を、宮、内、と、と、脇、と、
計、に、家、内、人、出、と、と、
あ、人、き、人、の、き、と、
進、退、家、小、家、て、抗、と、て、
陸、系、て、協、と、侍、と、
家、内、人、と、系、く、一、命、を、

つきしたがひて一益すでに許容をなし刑罰侵犯をし
憍慢を極めて大膳亮殺人乃法なきはとて濃を攻られ
ければ安土城を出て父子三人城を出て敵の方へ
はせ行りて有ければ信長公是を聞給ひ摂津
国の内の諸城を攻つめ給ひ惟任軍勢声
を揚て一度に喧嘩をなりて角やとせ合ひ
大膳は行方をくらまし給ひけるかくて滝川左近将監一益
草の根を分て尋ねられ番をとりて仕置をこと濃に
下り給ひて帰り給ひ

朝明郡乱妨狼藉并慈恵大師御事

此度北勢騒動故諸寺諸山悉く破滅せり比叡山
観音寺は慈恵大師結界地なり船岳は鎮護
乃建立なり高さ三十六所の札所なり本尊は慈恵大師
作之千手観音之像なり其脇侍を
安置せり奥の院には大師乃尊像を据ゑ輪庫
鐘楼堂塔〻〻〻〻皆焼亡せり山下は二十四坊
悉く並かりの仮屋なり仮堂一朝に塵滅せりとて
此ときに抑慈恵大師と申は人皇六十代醍醐天皇

王ノ商ノ近江国浅井郡ノ人ヤ人皇六代醍醐天皇
延喜十二年壬申秋九月ノ頃生レ産屋ニ有異相延長
元年癸未夏五月ノ頃ヨリ天台ノ小僧ノ日竹ノ房ニ行キ
理仙法師ニ仕フ同八年理仙遷化シ給フ家ニ帰シ春長
ノ幕下ノ小姓ニ成リ其後ハ摂津国ノ別当ノ僧
理仙ノ檀越ノ僧ノ良源法師ノ貴ク尊意僧正ノ弟
子トシテ真性暁ノ如クニ顕教密教ヲ究メ給ヒ
ケレ天暦五年良源年三十ニ元慶寺ノ別当
学生ト成リ給ヒ僧ノ鮮文ノ伝ヲ任大阿闍梨康保元年依

勅命村上天皇ノ為ニ功徳ヲ修ス同キ二年被補権律師
同三年ノ為延暦寺ノ座主ト成リ給ヒ村上天皇天暦四年ニ
百日ノ護摩ヲ修シ給ヒ結願ノ夜ニ夢ニ見ル所ノ任座主
ト夢告ノ如クニ自ラ思ヒ給フ法師ノ利生ハ人形ニ可随我
現世ニ栄耀ヲ為ル所ノ有ル仏法ヲ広ク弘メ給ヒ
至ニ勤求スル菩提ノ昂成ニ現世ノ悪地ノ説リ給フ法ノ
法ヲ広ク宣ヒ給フ
三千貫ヲ寄ス給ヒ円融院ノ天延元年十
月日ヤ菩薩ノ別鮮脱形ノ行ヲ九年十二月任ス僧都

同二年に移大僧都、虎壁藏峯におゝく文珠樓に
建立し、貞元二年登僧正、山務を任ぜ年二十年にして
終、寛和元年七月廿日、法眼に宣旨を賜ふ、公卿歎賞
相ゝ怡、ゝ遷化、庭橘由ゝして連枝庭上、五日を経て全身を杉川の
良峯峯塔に人王五十五代花山院寛和二年二月十六日勅
昏曰、故大僧正良源阿闍梨、入寂、跡を法生に棲心常楽
智恵水波澄邪見材烟敏久居治頑、貫首深
尉法藏於唯心況自朕誕育恩厚、其護持慈
而忍唇之欲水の隔攀意襟、雖忘其人也、爰有其
德可謂宜加慶宗、諡曰慈恵大師、雖寧金魂、
風、莫涯、紫泥之露、治以御宸筆、大師任ぜらる
治大師山務、砌船若吾永勢分朝明、在博して良源
和尚を召請、り良源、を至誠心を鑒、ゝ
勢分、を至、り、則無住、
法眼兵部良見大師、効淡揭等を事を宗、
建立、り、仏事世寶、
五百年に及、り、

播磨史、変化して星霜移り換り壊破し零落して
松風冷敷扉落ちて月清くして影照佛壇に是のみなら
ず斑鳩寺大膳寺曹洞宗にして永平寺末流の舶来
社大稲輿の命の勧請なり其の義豆羅伝の接に古来公
毒ことごとく平波奇業にして青台殊に上人の手頭全
乃社あり亦拓植の神社牛頭天王稲荷大明神并塩竈
拓植掃部頭に菩提不報乳山洪恩寺天台宗にして
本尊八葉師如来の尊像に弘法大師始て法作の像
千手観音行基菩薩作亦弘法大明神八幡社
氏神の潮光寺八若一王子の氏寺に竜王山宝性寺八弘法
大師作の観世音を安置せり一説に観成寺八仲哀天皇
建立の精舎にして弘仁二年仲創にて外尾高山引接寺
千手観音の尊像を拝し奉り国分観音寺八伊勢順礼八
札所三十二番観音にして尊像佛霊社にして其札の災を
悪の所滅スルにて偉精盛者必衰盛者必衰安逸なる民
今始て事なれども後世まで者ものまくもとも書記
を尺に神とめ者ものまくもとも書記

信雄卿移封の事

氏神の潮光寺八若一王子の氏寺に竜王山宝性寺八弘法
大師作の観世音を安置せり一説に観成寺八仲哀天皇
建立の精舎にして弘仁二年仲創にて外尾高山引接寺
千手観音の尊像を拝し奉り国分観音寺八伊勢順礼八
札所三十二番観音にして尊像佛霊社にして其札の災を
悪の所滅スルにて偉精盛者必衰盛者必衰安逸なる民
今始て事なれども後世まで者ものまくもとも書記
を尺に神とめ者ものまくもとも書記

信雄卿移封の事

天正八年に異城寄と云ふ事紀りハ小島信雄卿之
同朋小玄智と云ふ者有り其人
信雄卿黄金三百両盗み去り既に所人あり捕へ
去る所の金所面目を失ひ憤怒に堪へ
烈の怒を抑へ小法師を出し放ちやり
造り並べる法師の面形と悪所を
知玄智を絡み出捕へ竹鋸にて首を挽き
天地の罰を受け明徳と為りなり無道を企てる
て誅罰を諸人挙て恐れる信雄卿

城を仮に新松寺に移り五重の天守を揚げ
又神戸に二七信孝も神戸五重の殿守を揚げ
信包も安濃津に於て五重の殿を揚げ
信包は伊賀に玉林院家に宿を取り雲林院新
ぶ兵衛小源門の聟なるに一回も廊者に阿波信包
も是非なくして日を送り
乃家臣野呂兵衛尉と云ふ者
出羽守を遣はして信長公に恨を於て
知れる聟なる故に於て
城を拵へ
又子を追放
信包に対面計を雲林院
源内兵衛小源門

伐出ス同年十月二日伊賀ノ住人福地吾兵衛信忠ニ
言上セサル為ノ為ノ法士君ノ背ク者ノ叛逆ノ企有ル
伐ル為ニ一揆ヲ伐ヲ出ハ伊賀ノ国ノ信忠ニ
国ヲ以テ即北畠中将信雄ノ命ニ依テ攻ル伊賀ノ信雄
信長公ノ命ニ依テ伊勢ノ国ノ諸ノ城ノ責ヲ受ル
名張ノ城ノ城中ノ信雄ノ城尾ノ城ノ滝川ノ一益ノ
上ノ交信包ハ長野ノ城ノ攻入リ鹿伏ノ城ノ神戸ノ七信孝
上ノ城ノ多度尾ノ城ノ入道義公ノ陣ノ進ム下ノ城ノ蒲生
忠三郎氏郷向ノ和州ノ筒井順慶攻入リ
角ノ伊賀ノ七ノ一万七千余ノ軍勢各雷動シ
攻入リ先信雄ノ九ノ城ノ城ノ押ノ一日一夜ノ間ノ攻
攻ラ来ル城ノ九ノ城ノ沿ノ為ノ怒ノ切掠シ滝川
ノ近富岡ノ城ノ攻ノ富岡ノ命ノ首ヲ取リ神戸ノ
信孝ハ柘植ノ城ノ攻ノ直ノ城ノ為ノ蒲生ノ氏郷
押寄数日ノ戦ヲ城ノ為ノ捨ノ防ヲ敗ル
為ノ一ノ二ノ八ノ伝ノ新ノ神戸ノ三七二千余ノ如ク
ノ中ノ城ノ為ノ軍兵ノ出ノ死ノ
なノ伊勢ノ国ノ甲ノ下ノ海ノ陸ノ信雄ノ

属り依て信雄ハ九山城ハ滝川三郎系に給り柘植
城ハ池田孫右衛門に給れ亦仕方極てくれ之て手柔り
城小五郎左衛門に給り石信雄御法事乃仕置ハ
て申付諸軍勢と門員一勢別ハ陣を取り

勢別と城く落城乃事

其後天正十年夏信長公信忠御京都於本能寺ニ明
智日向守光秀乃依逆心あ(り)討きせ給ひ
依て信雄信孝兄弟天下穢目の評乃信孝ハ計なき
ことと光秀乃歎光秀を討ん信雄ハ兄羽柴筑前

秀吉ハ信雄方也柴田勝家滝川一益ハ信孝方乃依て
度々合戦あり而ハ勢別諸士皆く信孝乃幕下に属
秀吉勢別ハ馬〳〵攻ん為里乃城ハ在時て
落城乃桑名城ハ其後文禄年中に始く築り一柳
右近大夫守護職乃松ケ島乃城を四五百年後に松坂
や宮乃在時ハ石田治部少輔乃亂に亦伊勢に一乱乃事
荒野城ハ北方河内守之所領やなり
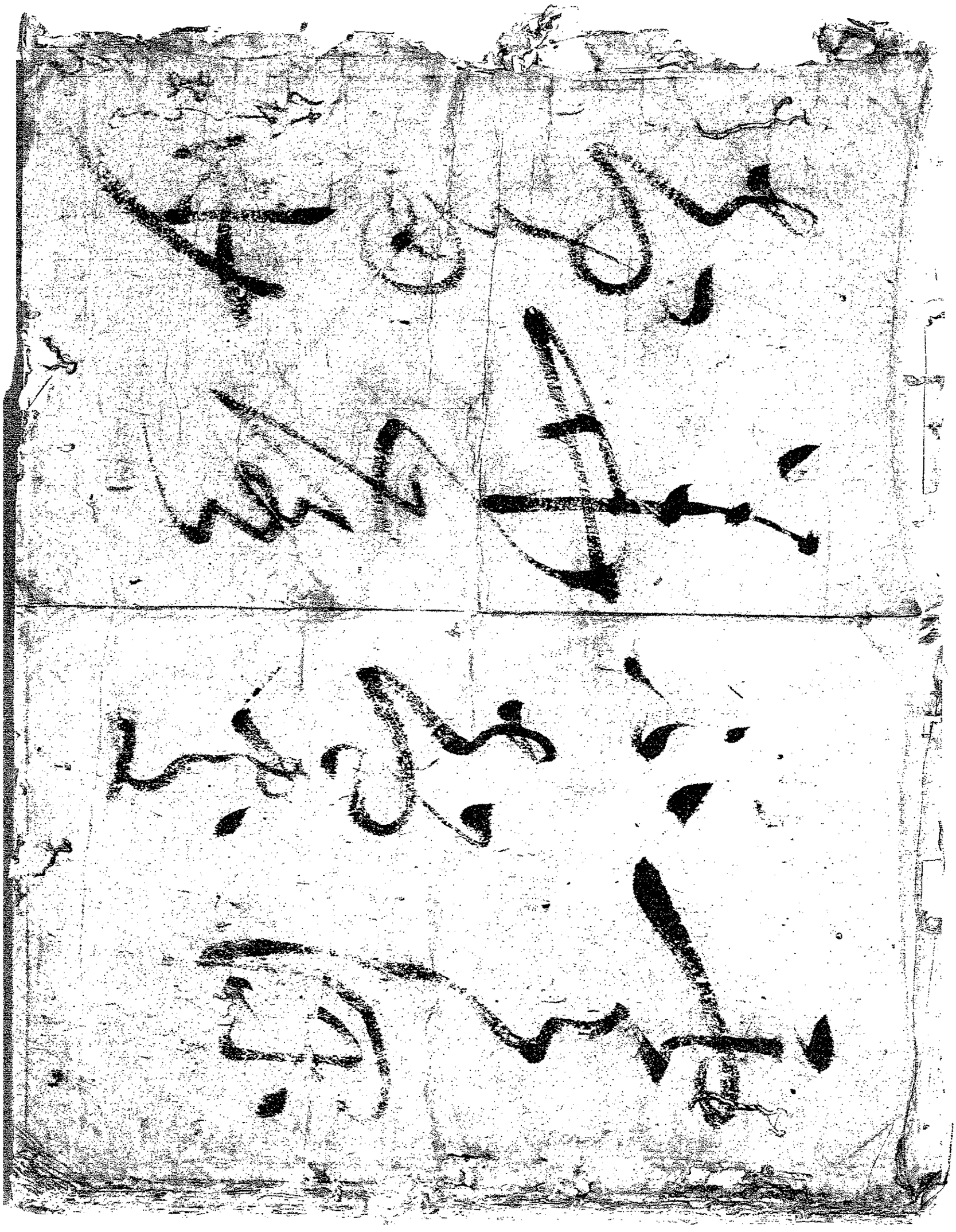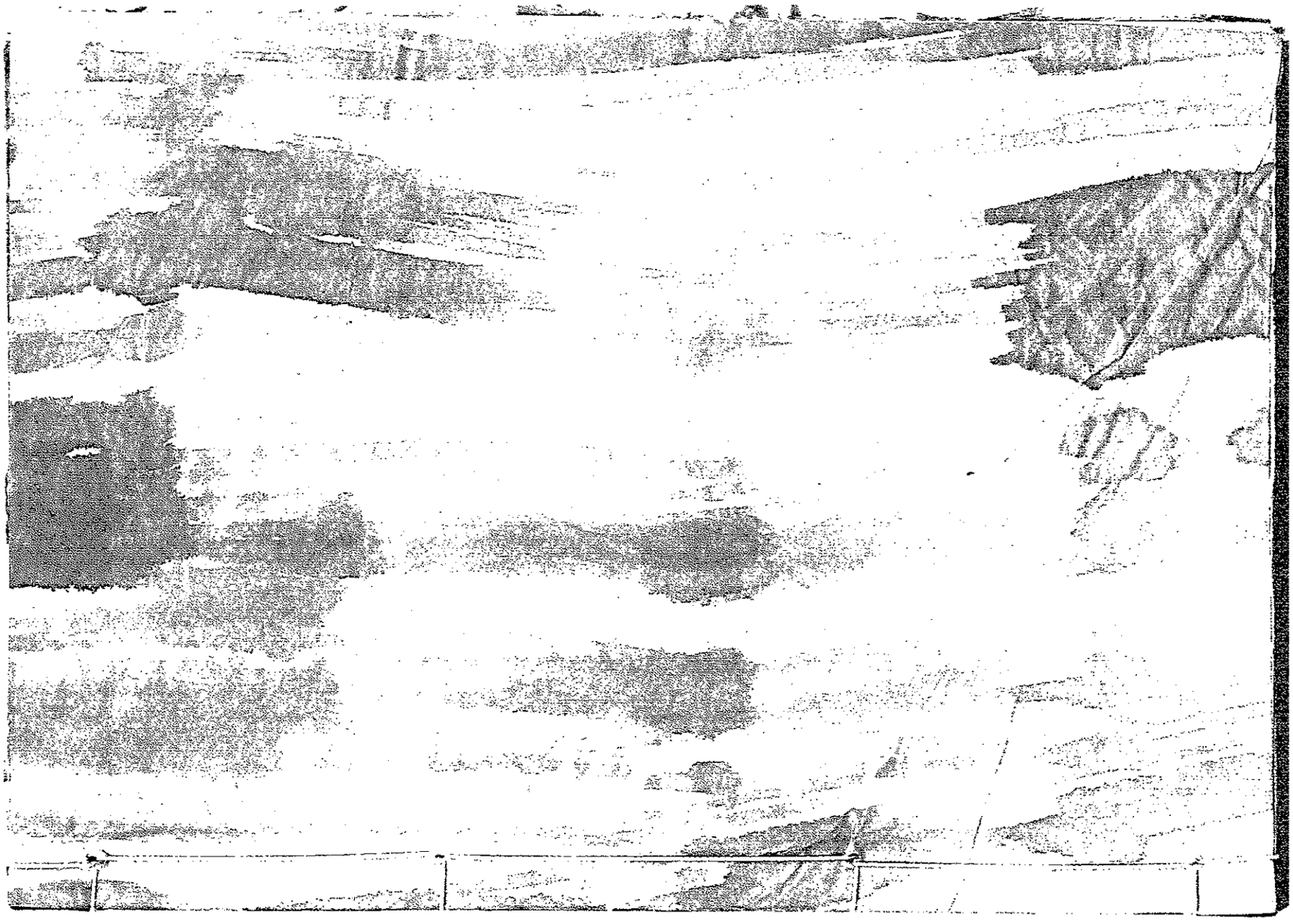
伊勢軍記 下之終